

瑞穂町

瑞穂町公式キャラクター

みずほまる



令和5年度

子育て ほっと ブック

つながり、ささえあい、安心して健康に暮らせるまち みずほ
～すべての人がつながる福祉社会をめざして～



瑞穂町福祉部子育て応援課

瑞穂町ホームページアドレス <http://www.town.mizuho.tokyo.jp/>

子どもの成長のために

手当
・医療費助成

保育・幼稚園等

貸付・給付制度

その他

福祉関係施設等一覧

1 手当・医療費助成

・児童手当	2
・児童育成手当(育成手当)	3
・児童育成手当(障害手当)	4
・児童扶養手当	5
・特別児童扶養手当	6
・乳幼児の医療費助成(マル乳)	7
・義務教育就学児の医療費助成(マル子)	8
・高校生等の医療費助成(マル青)	8
・ひとり親家庭等の医療費助成(マル親)	9
・養育医療	11
・自立支援医療(育成医療)	11
・小児慢性特定疾患の医療費助成・日常生活用具給付事業	12
・大気汚染医療費助成	12
・手当等所得制限限度額表	13
・注意事項	17

2 保育・幼稚園等

・保育園等	18
・保育園等入園までの流れ	19
・一時預かり事業	20
・認証保育所	20
・認証保育所等の補助金	21
・幼稚園	22
・幼児教育・保育の無償化	22
・幼稚園補助金	24
・実費徴収に係る補足給付事業	26
・副食費の施設による徴収に係る補足給付事業	27
・病児・病後児保育利用料補助金	27
・学童保育クラブ	29
・あすなろ児童館	29
・子ども家庭支援センター「ひばり」	30
・乳幼児ショートステイ事業	30
・ファミリー・サポート・センター事業	31

3 貸付・給付制度

・母子・父子福祉資金の貸付	33
・女性福祉資金の貸付	33
・生活福祉資金の貸付	34
・教育支援資金の貸付	34
・受験生チャレンジ支援貸付事業	34
・母子・父子自立支援プログラム策定事業	35
・住宅支援資金貸付(返還免除制度あり)	35
・東京都ひとり親家庭等相談窓口強化事業	35
・東京都養育費確保支援事業	35
・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	36
・母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業	36

4 その他

・出産・子育て応援事業	38
・子育てナビ「ワクワクみずほ」	39
・交通災害共済(ちょこっと共済)	39
・ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	39
・ひとり親家庭等学校給食費補助金	40
・乳がん検診の無料受診	40
・廃棄物処理手数料(ごみ袋等)の減免	40
・水道・下水道料金の減免制度	41
・JR通勤定期乗車券の割引	41
・都営交通無料乗車券	42
・有償家事援助サービス(ふれあいサービス)	42
・生活保護	42
・相談事業	44

5 福祉関係施設等一覧

・児童関係施設	45
・民生委員・児童委員	47
・相談の窓口	48

マイナンバー（個人番号）の記入および本人確認について

児童手当の新規認定請求その他の手続をする場合は、マイナンバー（個人番号）の記入および本人確認が必要になります。下記の「マイナンバーを確認できる書類等」と「本人確認できる書類等」を持参してください。

マイナンバーを確認できる書類等 (次の1から3のいずれか)	
1	マイナンバーカード 裏 (個人番号カード)
2	通知カード
3	住民票（個人番号付き）



本人確認できる書類等 (次のAからCのいずれか)	
A	マイナンバーカード 表 (個人番号カード)
B	次の書類のうち1点 運転免許証、旅券（パスポート）、身体障害者手帳等 ※公的機関から発行された写真付の身分証明書
C	次の書類のうち2点 健康保険被保険者証、介護保険被保険者証または後期高齢者医療の被保険者証、年金手帳等 ※写真なしの身分証明書

児童手当一覧

15歳に達する日以後の最初の3月31日まで(中学校修了前)の児童を養育している次のいずれかに該当する方が対象です。

- (1) 児童を監護し、かつ、生計同一の父または母
※父母のうち、生計中心者(所得の高い方)の方が請求者になります。
- (2) 未成年後見人
- (3) 上記(1)および(2)の方が海外に居住している場合は、その方から指定を受け、児童と同居し、生計を同じくする方(父母指定者)
- (4) 上記(1)～(3)の方に監護されず、生計も別になっている児童を監護し、生計を維持する方(祖父母等)
- (5) 里親
- (6) 児童養護施設等の施設設置者

●条件

- 請求者が公務員でないこと。
※公務員の場合は、原則、所属庁(勤務先)での手続になります。
- 請求者が町に住民登録をしていること。
- 児童が国内に住民登録をしていること(留学を除く)。
- 児童養護施設等に入所している児童(里子を含む)は、児童養護施設等の設置者または里親が請求すること。
※手当額、所得要件等が一般の方と異なります。
※児童養護施設等の設置者の方は、施設の所在地の区市町村での手続になります。
- 請求者の前年(1月から5月までの月分の手当は、前々年)の所得が一定以上ある場合は、受けられません(13ページ表①参照)。
※所得上限限度額未満の場合は、特例給付が支給されます。

●注意

請求者が児童と別居している場合は、理由により請求できないことがあります。

●手当額

0歳から3歳までの児童(一律)	15,000円
3歳から小学校修了前の児童(第1子・第2子)	10,000円
3歳から小学校修了前の児童(第3子以降)	15,000円
中学生(一律)	10,000円
※特例給付(所得上限限度額未満の場合) 児童1人につき	5,000円

●支払方法

6月(2月～5月分)・10月(6月～9月分)・2月(10月～1月分)に請求した月の翌月分から支払月の前月分までを請求者の口座にまとめて振り込みます。原則として、支払日は各月10日です。

※支払通知書は送付していませんので、通帳を記帳して確認してください。

●手続に必要なもの

- ① 請求者の健康保険被保険者証

- ② 請求者の金融機関の通帳等
 - ③ 請求者、配偶者および対象児童(児童が町外にいる場合)のマイナンバー(個人番号)カード
- ※支給要件、世帯状況等により、上記以外にも必要となる書類・調査があります。

◆受付窓口◆ 福祉部 子育て応援課 子育て支援係 電話 557-7624

児童育成手当(育成手当) — 都

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあり、次のいずれかの状態にある児童を養育している方が対象です(年度更新時期: 6月)。

- (1) 父母が離婚した児童
- (2) 父または母が死亡した児童
- (3) 父または母が重度の障がい(身体障害者手帳1・2級程度)を有する児童
※父母のうち、生計中心者(所得が高い方)の方が申請者になります。
- (4) 父または母が生死不明である児童
- (5) 父または母に1年以上遺棄されている児童
- (6) 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- (7) 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- (8) 婚姻によらないで生まれた児童

●条件

- 申請者が町に住民登録をしていること。
- 児童が児童福祉施設等に入所(里親に委託されている場合を含む)していないこと。
- 児童が父および母と生計を同じくしていないこと(上記(3)に該当する方を除く)。
- 児童が父および父の配偶者または母および母の配偶者と生計を同じくしていないこと。
※「配偶者(事実上の配偶者を含む)」には、法律上の婚姻関係になくても、次のいずれかの状況にある異性の方を含みます。
 - ①住民票上、同一の住所地に異動した。
 - ②住民票上、同一の住所地に異動していないが、実際に同居しているか、それに準ずる定期的な訪問等をしている。
- 申請者の前年(1月から5月までの月分の手当は、前々年)の所得が一定以上ある場合は、受けられません(13ページ表②参照)。

●手当額

児童1人につき月額13,500円

●支払方法

6月(2月～5月分)・10月(6月～9月分)・2月(10月～1月分)に申請した月の翌月分から支払月の前月分までを申請者の口座にまとめて振り込みます。原則として、支払日は各月10日です。

※支払通知書は送付していませんので、通帳を記帳して確認してください。

●手続に必要なもの

- ① 申請者および児童の戸籍謄本
- ② 父母の身体障害者手帳等(上記(3)に該当する方のみ)
- ③ 申請者の金融機関の通帳等
- ④ 申請者および対象児童のマイナンバー(個人番号)カード

※支給要件、世帯状況等により、上記以外にも必要となる書類・調査があります。

※上記①の書類は、発行日から1か月以内のものに限ります。

◆受付窓口◆ 福祉部 子育て応援課 子育て支援係 電話 557-7624

児童育成手当（障害手当）—都

次のいずれかに該当している20歳未満の児童を養育している方が対象です（年度更新時期：6月）。

- (1) 身体障害者手帳1・2級程度
- (2) 愛の手帳1～3度程度
- (3) 脳性麻痺、進行性筋萎縮症

※愛の手帳が4度であっても、特別児童扶養手当を「知的障害」または「知的及び精神」で受給している場合は、対象になります。

●条件

- 申請者が町に住民登録をしていること。
 - 児童が児童福祉施設等に入所していないこと。
 - 申請者の前年（1月から5月までの月分の手当は、前々年）の所得が一定以上ある場合は、受けられません（13ページ表②参照）。
- ※この手当を受給している場合は、心身障害者福祉手当および特殊疾病患者福祉手当を受給することができないため、これらの手当を受給されている方は、申請する際に必ず申し出てください。

●手当額

児童1人につき月額15,500円

●支払方法

6月（2月～5月分）・10月（6月～9月分）・2月（10月～1月分）に申請した月の翌月分から支払月の前月分までを申請者の口座にまとめて振り込みます。原則として、支払日は各月10日です。

※支払通知書は送付していませんので、通帳を記帳して確認してください。

●手続に必要なもの

- ① 身体障害者手帳、愛の手帳または医師の診断書
- ② 申請者の金融機関の通帳等
- ③ 申請者および対象児童のマイナンバー（個人番号）カード

※支給要件、世帯状況等により、上記以外にも必要となる書類・調査があります。

◆受付窓口◆ 福祉部 子育て応援課 子育て支援係 電話 557-7624

児童扶養手当 一 国

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあり(20歳未満で身体障害者手帳1~3級を有する児童、愛の手帳1・2度程度を有する児童、特別児童扶養手当の支給対象となっている児童を含む)、次のいずれかの状態にある児童を養育している方が対象です(年度更新時期:8月。翌年1月支払分から手当額の変更を行います)。

- (1) 父母が離婚した児童
- (2) 父または母が死亡した児童
- (3) 父または母が重度の障がい(身体障害者手帳1・2級程度)を有する児童
※父母のうち、重度の障がいを有しない方が請求者となります。
- (4) 父または母が生死不明である児童
- (5) 父または母に1年以上遺棄されている児童
- (6) 父または母が裁判所からのDV防止法保護命令を受けた児童
- (7) 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- (8) 婚姻によらないで生まれた児童

●条件

- 請求者が町に住民登録をしていること。
- 児童が国内に住民登録をしていること。
- 児童が児童福祉施設に入所(里親に委託されている場合を含む)していないこと。
- 請求者が父および父母以外の養育者の場合は、原則、児童と同居していること。
- 児童が父および母と生計を同じくしていないこと(上記(3)に該当する方を除く)。
- 児童が父および父の配偶者または母および母の配偶者と生計を同じくしていないこと。
※「配偶者(事実上の配偶者を含む)」には、法律上の婚姻関係になくとも、次のいずれかの状況にある異性の方を含みます。
 - ①住民票上、同一の住所地に異動した。
 - ②住民票上、同一の住所地に異動していないが、実際に同居しているか、それに準ずる定期的な訪問等をしている。
- 請求者および扶養義務者等が税の申告をしていること。

●手当額

請求者の前年(1月から10月までの月分の手当は、前々年)の所得に応じて異なります(14ページ表③参照)。月額は、毎年の消費者物価指数により変動します。

全部支給額 月額44,140円

一部支給額 月額44,130円~10,410円

児童が2人以上いる場合は、児童1人につき下記の金額が加算されます。

第2子 全部支給 10,420円 一部支給 10,410円~5,210円

第3子 全部支給 6,250円 一部支給 6,240円~3,130円

●支給制限

- ・請求者または扶養義務者等の前年(1月から10月までの月分の手当は、前々年)の所得が一定以上ある場合は、支給停止(14ページ表③参照)
- ・手当の支給開始から5年(全部支給停止期間を含む)または児童が手当の支給要件に該当した日から7年経過後に、就労困難な事情がないにもかかわらず、就労意欲が見られない場合は、手当額の2分の1の支給
- ・請求者または児童が公的年金給付、遺族補償等を受けることができる場合。ただし、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算額を上回る場合は、その差額を児童扶養手当として受給できます。

●支払方法

5月(3月～4月分)・7月(5月～6月分)・9月(7月～8月分)・11月(9月～10月分)・1月(11月～12月分)・3月(1月～2月分)に、請求者の口座に振り込みます。
※支払通知書は送付していませんので、通帳を記帳して確認してください。

●手続に必要なもの

- ① 請求者および児童の戸籍謄本
 - ② 請求者の金融機関の通帳等
 - ③ 父または母の診断書等(上記③に該当する方のみ)
 - ④ 児童が障がいを有する場合は、身体障害者手帳または愛の手帳等
 - ⑤ 請求者、対象児童および扶養義務者のマイナンバー(個人番号)カード
- ※支給要件、世帯状況等により、上記以外にも必要となる書類・調査があります。
※上記①および③の書類は、発行日から1か月以内のものに限ります。

◆受付窓口◆ 福祉部 子育て応援課 子育て支援係 電話 557-7624

特別児童扶養手当 — 国

次のいずれかに該当している20歳未満の児童を養育している父母または養育者が対象です(年度更新時期:8月)。

- (1) 身体障害者手帳1～3級程度(下肢障害については4級の一部を含む)
- (2) 愛の手帳1～3度程度
- (3) 上記(1)および(2)と同程度の精神の障がいのある方
- (4) 複数の障害がある場合は、個々の障害の程度が上記(1)～(3)より軽度な場合でも該当となることがあります。

●条件

- 父母がともに児童を監護する場合は、生計中心者(所得の高い方)の方が請求者となり、町に住民登録があること。
- 父母以外の者が養育者(里親を含む)として請求する場合は、児童に父母がない、または父母が監護していないこと。また、児童と同居していること。
- 児童が国内に住民登録をしていること。
- 児童が児童福祉施設等に入所していないこと。
※自宅から施設に通っている場合、または里親委託されている場合は、施設入所に含まれません。
- 児童が当該障がいを支給事由とする年金を受給していないこと。

●手当額

月額は、毎年の消費者物価指数により変動します。

特児等級1級 月額 53,700円
2級 月額 35,760円

●支給制限

請求者、配偶者または扶養義務者等の前年(1月から7月までの月分の手当は、前々年)の所得が一定以上ある場合は、支給停止(14ページ表④参照)

※配偶者には、婚姻の届出をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方を含

みます。

●支払方法

原則として、4月(12月～3月分)・8月(4月～7月分)・11月(8月～11月分)に請求した月の翌月分から支払月の前月分までを請求者の口座にまとめて振り込みます。原則として、支払日は各月11日です。
※支払通知書は送付していませんので、通帳を記帳して確認してください。

●手続に必要なもの

- ① 請求者および児童の戸籍謄本
 - ② 身体障害者手帳、愛の手帳または医師の診断書
 - ③ 請求者の金融機関の通帳等
 - ④ 請求者、配偶者、対象児童および扶養義務者のマイナンバー(個人番号)カード
- ※支給要件、世帯状況等により、上記以外にも必要となる書類・調査があります。
- ※上記①の書類は、発行日から1か月以内のものに限ります。

◆受付窓口◆ 福祉部 子育て応援課 子育て支援係 電話 557－7624

乳幼児の医療費助成（マル乳）—町

小学校入学前までの乳幼児(6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方)を養育している方が対象です(有効期間：10月1日から翌年9月30日まで 年度更新時期：6月)。

●助成内容

国民健康保険、社会保険等の各種医療費保険で診療を受けたときの医療費(保険適用分)の自己負担分(一部負担金を除く)を助成します。

●条件

次のいずれかに該当する場合は、助成を受けられません。

- ひとり親家庭等医療費助成(非課税世帯)を受けているとき。
- 生活保護を受けているとき。
- 施設に入所しているとき。
- 里親に委託されているとき。
- 心身障害者医療費助成(マル障：非課税世帯)を受けているとき。

●手續に必要なもの

- ① 申請者および対象児童の健康保険被保険者証
- ② 申請者および配偶者のマイナンバー(個人番号)カード

※条件、世帯状況等により、上記以外にも必要となる書類があります。

◆受付窓口◆ 福祉部 子育て応援課 子育て支援係 電話 557－7624

義務教育就学児の医療費助成（マル子）一町

小・中学生の児童（6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方）を養育している方が対象です（有効期間：10月1日から翌年の9月30日まで 年度更新時期：6月）。

●助成内容

国民健康保険、社会保険等の各種医療費保険で診療を受けたときの医療費（保険適用分）の自己負担分（一部負担金を除く）を助成します。ただし、通院1回につき200円（調剤および訪問看護を除く）の自己負担金があります。

●条件

次のいずれかに該当する場合は、助成を受けられません。

- ひとり親家庭等医療費助成（非課税世帯）を受けているとき。
- 生活保護を受けているとき。
- 施設に入所しているとき。
- 里親に委託されているとき。
- 心身障害者医療費助成（マル障：非課税世帯）を受けているとき。

●手続きに必要なもの

- ① 申請者および対象児童の健康保険被保険者証
- ② 申請者および配偶者のマイナンバー（個人番号）カード

※条件、世帯状況等により、上記以外にも必要となる書類があります。

◆受付窓口◆ 福祉部 子育て応援課 子育て支援係 電話 557-7624

高校生等の医療費助成（マル青）一町

高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方）を養育している方が対象です（有効期間：10月1日から翌年の9月30日まで 年度更新時期：6月）。

●助成内容

国民健康保険、社会保険等の各種医療費保険で診療を受けたときの医療費（保険適用分）の自己負担分（一部負担金を除く）を助成します。ただし、通院1回につき200円（調剤および訪問看護を除く）の自己負担金があります。

●条件

次のいずれかに該当する場合は、助成を受けられません。

- ひとり親家庭等医療費助成（マル親：非課税世帯）を受けているとき。
- 生活保護を受けているとき。
- 施設に入所しているとき。
- 里親に委託されているとき。
- 心身障害者医療費助成（マル障：非課税世帯）を受けているとき。

●手続きに必要なもの

- ① 申請者および高校生等の健康保険被保険者証

② 申請者および配偶者のマイナンバー(個人番号)カード

※条件、世帯状況等により、上記以外にも必要となる書類があります。

◆受付窓口◆ 福祉部 子育て応援課 子育て支援係 電話 557-7624

ひとり親家庭等の医療費助成（マル親）—町

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあり(障がいがある場合は、20歳未満)、次のいずれかの状態にある児童を養育しているひとり親家庭およびひとり親家庭に準ずる家庭が対象です(有効期間：1月1日から12月31日まで 年度更新時期：8月)。

- (1) 父母が離婚した児童
- (2) 父または母が死亡した児童
- (3) 父または母が身体障害者手帳1・2級程度および3級の一部に該当する程度の障がいの状態にある児童
- (4) 父または母が生死不明である児童
- (5) 父または母に1年以上遺棄されている児童
- (6) 父または母が裁判所からのDV防止法保護命令を受けた児童
- (7) 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- (8) 婚姻によらないで生まれた児童
- (9) 上記(8)に該当するか明らかでない児童

●助成対象者

上記(1)～(9)のいずれかの状態にある児童と、その児童の父または母および養育者

●助成内容

国民健康保険、社会保険等の各種医療費保険で診療を受けたときの医療費(保険適用分)の自己負担分(一部負担金を除く)を助成します。なお、一部負担金は、申請者および扶養義務者等の前年度の住民税の課税・非課税によって異なります。

課 税：高齢者の医療の確保に関する法律に準じた一部負担があります。一部負担金が次の上限額を超えた場合は、超過分を請求できます。

<一部負担限度額>

外来(個人ごと) 月額上限 18,000円(年間上限 144,000円)

入院・外来(世帯ごと) 月額上限 57,600円(多数回該当 44,400円)

非課税：入院時の食事療養標準負担額または生活療養標準負担額のみ一部負担となります。

●条件

次のいずれかに該当する場合は、助成を受けられません。

- 申請者または扶養義務者の前々年の所得が一定以上あるとき(15ページ表⑤参照)。
- 生活保護を受けているとき。
- 施設に入所しているとき。
- 里親に委託されているとき。
- 心身障害者医療費助成(マル障)を受けているとき。

●手続に必要なもの

- ① 申請者および対象児童の健康保険被保険者証
- ② 申請者および児童の戸籍謄本
- ③ 児童扶養手当証書(証書の掲示により、上記②の書類を省略できます)

- ④ 申請者、対象児童および扶養義務者のマイナンバー（個人番号）カード
※支給要件、世帯状況等により、上記以外にも必要になる書類があります。

●注意(マル親・マル乳・マル子・マル青共通)

医療費助成は、東京都以外での診療や調剤の場合、または東京都以外の国民健康保険に加入している場合は、還付の申請が必要になります(領収書の原本が必要です)。



養育医療 一 町

●内容

出生後、速やかに適切な処置を受ける必要のある未熟児に対して、指定の医療機関において必要な医療の支給を行います。

●条件

町内在住の新生児で、出生体重が2,000g以下または2,000g以上でも生活力が特に弱く、入院養育が必要と医師が認めた方が対象です。

※すでに受けてしまった治療は、原則として対象外です。

保護者等の所得に応じた自己負担額があります。

母子保健法で指定された医療機関等でのみ、この制度が利用できます。

●手続に必要なもの

受付の窓口で申請に必要な書類をお渡しします。添付書類等は、その時にご説明しますので、後日、提出をお願いします。

◆受付窓口◆ 瑞穂町保健センター 電話 557－5072

自立支援医療（育成医療）一 町

●内容

身体に障がいがあるか、または放置すると将来障がいが残る可能性のある児童が、生活能力を得るために受ける医療の支給を行います。なお、指定の医療機関において受ける医療に限ります。

●条件

保護者等が町内在住の18歳未満の児童で、下記の身体機能障がいのため手術等を必要とし、確実な治療効果が期待される方が対象です。

(1)視覚障害 (2)聴覚・平衡機能障害 (3)音声・言語・そしゃく機能障害

(4)肢体不自由 (5)心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸または肝機能障害 (6)上記(5)以外の先天性の内臓機能障害 (7)免疫機能障害(ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害)

※すでに受けてしまった治療は、原則として対象外です。

障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律で指定された医療機関等でのみ、この制度が利用できます。

保護者等の所得によって支給対象とならない場合があります。

保護者等の所得に応じた自己負担額があります。

●手続に必要なもの

受付の窓口で申請に必要な書類をお渡しします。添付書類等は、その時にご説明しますので、後日、提出をお願いします。

◆受付窓口◆ 瑞穂町保健センター 電話 557－5072

小児慢性特定疾患の医療費助成・日常生活用具給付事業 — 都・町

●内容

下記の対象者が受ける医療のうち、認定された疾病的治療に要した医療費の自己負担額の一部を助成します。また、日常生活用具の給付事業を行っています。

●条件

町内在住の原則18歳未満の児童で、下記の対象疾患の認定基準に該当する病状の方が対象です。日常生活用具の給付については、医療費助成を受けている方のみ対象となります。また、保護者等の所得に応じた自己負担額があります。詳しくは受付の窓口にお問い合わせください。

〈対象疾患〉

悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体または遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患

●手続に必要なもの

受付の窓口で申請に必要な書類をお渡しします。添付書類等は、その時にご説明しますので、後日、提出をお願いします。

◆受付窓口◆ 瑞穂町保健センター 電話 557-5072

大気汚染医療費助成 — 都

●内容

下記の対象者が受ける医療のうち、認定された疾病的治療に要した医療費の自己負担額を助成します（18歳以上の方は、月額上限6,000円の自己負担があります）。

●条件

都内に引き続き1年（3歳未満は6か月）以上お住まいの18歳未満の児童で、健康保険に加入している方のうち、下記の疾患およびその続発症にかかっている方が対象です。

※18歳以上の方は、更新手続のみ可能となります（喫煙している方は、対象外）。

〈対象疾患一次の疾患およびその続発症〉

気管支ぜん息、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気しづ

※風邪、インフルエンザ、肺炎、気管支炎、アレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎等は含まれません。

●手続に必要なもの

受付の窓口で申請に必要な書類をお渡しします。添付書類等は、その時にご説明しますので、後日、提出をお願いします。

◆受付窓口◆ 瑞穂町保健センター 電話 557-5072

手当等所得制限限度額表

※所得額、扶養人数および控除額は、町の課税台帳または他区市町村長から交付される税の証明書等で確認します。更正申告された場合は、必ず窓口に申し出てください。

※所得制限限度および所得上限限度額は、所得から控除できるものを差し引いた後の額です。

※児童を養育している方(請求者)の所得が所得上限限度額以上の場合は、児童手当の対象外になります。

長期譲渡所得および短期譲渡所得がある場合は、特別控除後の所得で算定します。

① 児童手当

扶養親族の数	所得制限限度額	所得上限限度額
0人	6,220,000円	8,580,000円
1人	6,600,000円	8,960,000円
2人	6,980,000円	9,340,000円
3人	7,360,000円	9,720,000円
4人目以降、1人増すごとに38万円加算		

所得から控除できるもの	控除額
一律 (社会保険料相当)	80,000円
給与・年金控除	最大 100,000円
雑損・医療費・配偶者特別・小規模企業共済等掛金・肉用牛の売却による事業所得	控除相当額
障害者・障害者扶養・勤労学生・寡婦(夫)	270,000円
特別障害者・特別障害者扶養	400,000円
ひとり親	350,000円

・所得制限限度額および所得上限限度額に加算されるもの

扶養親族等に、老人扶養親族があるときは、1人につき 60,000円

② 児童育成手当(育成・障害)

扶養親族の数	所得制限額
0人	3,604,000円
1人	3,984,000円
2人	4,364,000円
3人	4,744,000円
4人目以降、1人増すごとに38万円加算	

所得から控除できるもの	控除額
一律 (社会保険料相当)	80,000円
給与・年金控除	最大 100,000円
雑損・医療費・配偶者特別・小規模企業共済等掛金・肉用牛の売却による事業所得	控除相当額
障害者・障害者扶養・勤労学生・寡婦(夫)	270,000円
特別障害者・特別障害者扶養	400,000円
ひとり親	350,000円

- 所得制限額に加算されるもの

扶養親族等に、老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは、1人につき100,000円

扶養親族等に、特定扶養親族等があるときは、1人につき250,000円

(3) 児童扶養手当

扶養親族の数	請求者の所得制限限度額		配偶者・扶養義務者※ ¹ ・孤児等の 養育者の所得制限限度額
	全部支給	一部支給	
0人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円
4人目以降、1人増すごとに38万円加算			

所得から控除できるもの	請求者の控除額		配偶者・扶養義務者・孤児等の 養育者の控除額
	父・母	養育者※ ²	
一律（社会保険料相当）	80,000円	80,000円	80,000円
給与・年金控除	最大100,000円	最大100,000円	最大100,000円
雑損・医療費・配偶者特別・小規模企業共済等掛金・肉用牛の売却による事業所得	控除相当額	控除相当額	控除相当額
特別障害者・特別障害者扶養	400,000円	400,000円	400,000円
障害者・障害者扶養・勤労学生	270,000円	270,000円	270,000円
寡婦（夫）	0円	270,000円	270,000円
ひとり親	0円	350,000円	350,000円

・所得には、町の課税台帳または他区市町村から交付される税の証明書で確認する所得のほか、請求者（児童の父母以外の養育者を除く）および児童が前年（1月から9月までの間に認定請求する場合は、前々年）に受け取った養育費の8割が所得として算入されます。

- 所得制限限度額に加算されるもの

【請求者の所得】

扶養親族等に、老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは、1人につき100,000円

扶養親族等に、特定扶養親族等があるときは、1人につき150,000円

【配偶者・扶養義務者・孤児等の養育者の所得】※扶養親族等の数が2人以上の場合

扶養親族等に、老人扶養親族があるときは、1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円

※1 扶養義務者（民法第877条第1項の規定により、扶養の義務がある者=直系血族および兄弟姉妹）と同居の場合で、扶養義務者の所得が所得制限限度額以上のときは、手当の支給が停止になります。

※2 養育者は、一部支給停止の適用がありません。全部支給または全部支給停止になります。

(4) 特別児童扶養手当

扶養親族の数	請求者の所得制限限度額 (養育者・里親を含む)	配偶者・扶養義務者※ ¹ の 所得制限限度額
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円
4人目以降	1人増すごとに38万円加算	1人増すごとに21万3千円加算

所得から控除できるもの	請求者の控除額 (養育者・里親を含む)	配偶者・扶養義務者の 控除額
一律（社会保険料相当）	80,000 円	80,000 円
給与・年金控除	最大 100,000 円	最大 100,000 円
雑損・医療費・配偶者特別・小規模企業共済等掛金・肉用牛の売却による事業所得	控除相当額	控除相当額
特別障害者・特別障害者扶養	400,000 円	400,000 円
障害者・障害者扶養・勤労学生	270,000 円	270,000 円
寡婦（夫）	270,000 円	270,000 円
ひとり親	350,000 円	350,000 円

・所得制限限度額に加算されるもの

【請求者の所得】

扶養親族等に、老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは、1人につき 100,000 円

扶養親族等に、特定扶養親族等があるときは、1人につき 250,000 円

【配偶者・扶養義務者の所得】※扶養親族等の数が 2 人以上の場合

扶養親族等に、老人扶養親族があるときは、1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち 1 人を除いた老人扶養親族 1 人につき）60,000 円

※ 1 扶養義務者（民法第 877 条第 1 項の規定により、扶養の義務がある者＝直系血族および兄弟姉妹）と同居の場合で、扶養義務者の所得が所得制限限度額以上のときは、手当の支給が停止になります。

⑤ ひとり親家庭等医療費助成制度

扶養親族の数	請求者の所得制限限度額	配偶者・扶養義務者 ^{※1} ・孤児等の 養育者の所得制限限度額
0人	1,920,000円	2,360,000円
1人	2,300,000円	2,740,000円
2人	2,680,000円	3,120,000円
3人	3,060,000円	3,500,000円
4人目以降、1人増すごとに 38 万円加算		

所得から控除できるもの	請求者の控除額		配偶者・扶養義務者・孤児等の 養育者の控除額
	父・母	養育者	
一律（社会保険料相当）	80,000 円	80,000 円	80,000 円
給与・年金控除	最大 100,000 円	最大 100,000 円	最大 100,000 円
雑損・医療費・配偶者特別・小規模企業共済等掛金・肉用牛の売却による事業所得	控除相当額	控除相当額	控除相当額
特別障害者・特別障害者扶養	400,000 円	400,000 円	400,000 円
障害者・障害者扶養・勤労学生	270,000 円	270,000 円	270,000 円
寡婦（夫）	0 円	270,000 円	270,000 円
ひとり親	0 円	350,000 円	350,000 円

・所得には、町の課税台帳または他区市町村から交付される税の証明書で確認する所得のほか、請求者（児童の父母以外の養育者を除く）および児童が前々年に受け取った養育費の 8 割が所得として算入されます。

所得制限限度額に加算されるもの

【請求者の所得】

扶養親族等に、老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは、1人につき 100,000 円

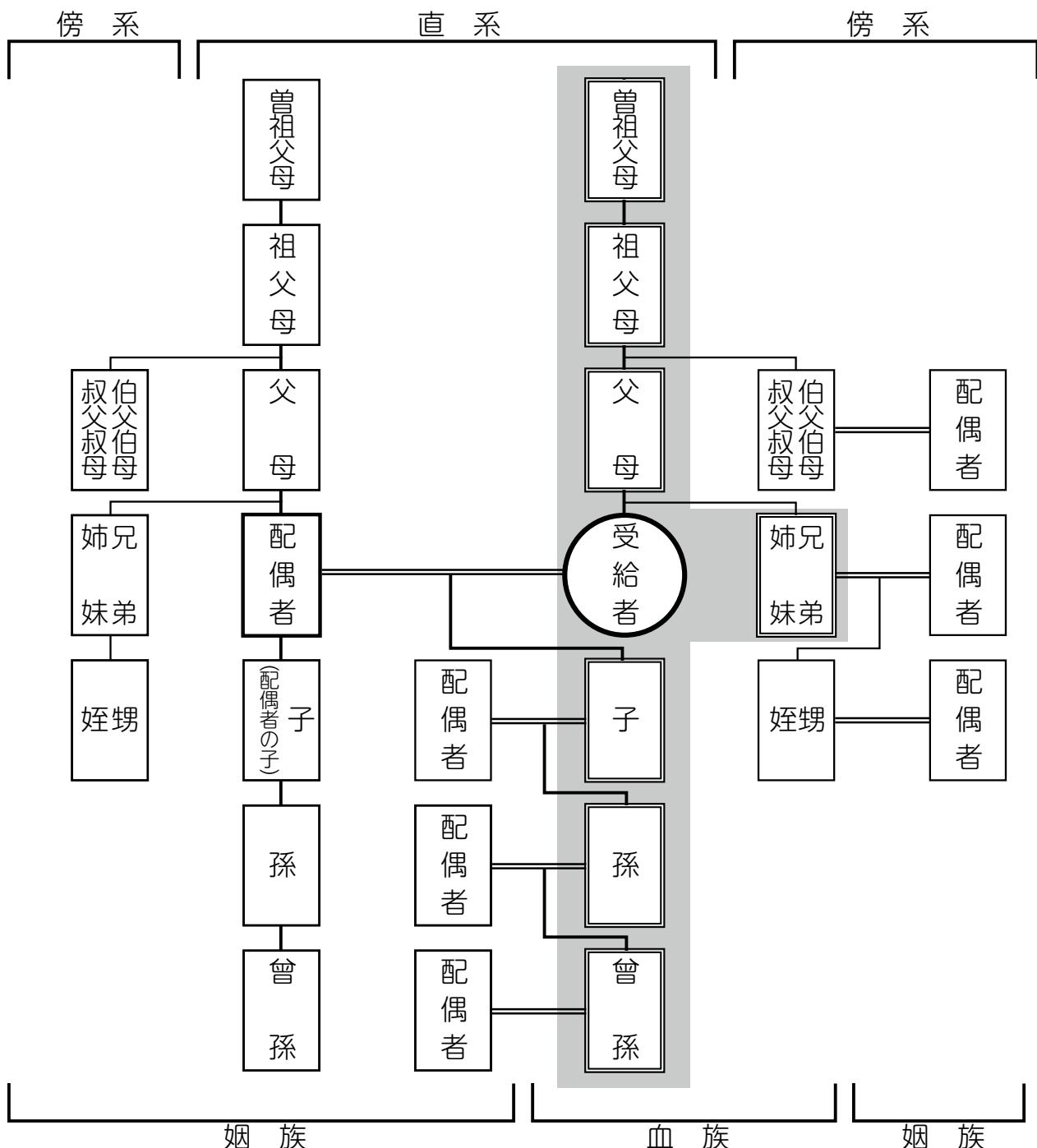
扶養親族等に、特定扶養親族等があるときは、1人につき 150,000 円

【配偶者・扶養義務者・孤児等の養育者の所得】※扶養親族等の数が2人以上の場合

扶養親族等に、老人扶養親族があるときは、1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円

※1 扶養義務者（民法第877条第1項の規定により、扶養の義務がある者＝直系血族および兄弟姉妹）と同居の場合で、扶養義務者の所得が所得制限限度額以上のときは、手当の支給が停止になります。

扶養義務者の範囲



上記表の濃く塗ってある部分を扶養義務者として判定します。この範囲の親族が同一の住所に居住している場合は、「扶養義務者」として取り扱います。

※養子縁組をした場合は、民法第727条(縁組による親族関係の発生)の規定により、血族とみなされます。

注意事項

●変更があった場合

下記①～⑪の変更があった場合は、受給資格または支給額が変わることがありますので、子育て応援課の窓口で速やかに変更手続をしてください。

① 住所が変わったとき。

※児童手当、児童扶養手当または特別児童扶養手当を別居監護で受給されている方は、別居している児童の属する世帯全員の住民票が必要になります。児童扶養手当または特別児童扶養手当を受給されている方は、証書も必要になります。

② 氏名が変わったとき。

※児童育成手当、児童扶養手当または特別児童扶養手当を受給されている方は、戸籍謄本が必要になります。

③ 健康保険被保険者証が変わったとき。

④ 振込口座を変えたいとき。

⑤ 支給対象の児童に増減が生じたとき。

⑥ 養子縁組をしたとき。

⑦ 児童扶養手当もしくは特別児童扶養手当またはひとり親家庭等医療費助成制度を受給している方で、扶養義務者に該当する方が転入または転出をしたとき。

※扶養義務者に該当する方が転入した場合は、「住民税課税（非課税）証明書（所得・扶養人数・控除記載のあるもの）」が必要になる場合があります。

⑧ 児童手当の受給者が公務員になったとき、または公務員でなくなったとき。

⑨ 障がいの状況（手帳の等級）等が変わったとき。

⑩ 在留期間を延長したとき。

※児童扶養手当および特別児童扶養手当を受給の方は、住民票が必要になります。

⑪ その他資格がなくなったとき。

●変更事項該当一覧

	児童手当	育成(育)	育成(障)	児童扶養	特別児童	マル乳	マル子	マル青	マル親
①住所	○	○	○	○	○	○	○	○	○
②氏名	○	○	○	○	○	○	○	○	○
③健康保険被保険者証						○	○	○	○
④振込口座	○	○	○	○	○				
⑤児童増減	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑥養子縁組	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑦扶養義務者				○	○				○
⑧公務員	○								
⑨障がい		○	○	○	○				○
⑩在留期間				○	○				○
⑪その他	○	○	○	○	○	○	○	○	○

保育園等 一町

保護者が仕事や病気などのためお子さんを家庭で保育できない場合、保護者に代わって保育をする施設で、8か所の認可保育園、1か所の小規模保育事業所（A型）、2か所の認定こども園があります。

●内容

保育利用可能時間：

町内の保育園等の開園時間は、通常、「午前7時から午後6時まで（南平保育園）」または「午前7時30分から午後6時30分まで（南平保育園以外）」です。開園時間内での利用可能時間は、支給認定区分や教育・保育時間の区分により異なります。

○保育標準時間：（南平保育園以外）午前7時30分から午後6時30分までの11時間

（南平保育園）午前7時から午後6時までの11時間

○保育短時間：（全園）午前8時30分から午後4時30分までの8時間

※町外の保育園等の開園時間については、各園にお問い合わせください。

なお、保護者の労働時間、通勤事情等を考慮して時間外保育を実施しています。利用可能な時間および年齢等、詳しくは各園にお問い合わせください。

利用者負担額（保育料）：区市町村民税所得割額によって保育料が異なります。

●条件

保護者が次に掲げるいずれかの事項に該当し、かつ、他の家族も児童の保育にあたれない場合に入園基準が満たされ、入園資格が生じます。保護者およびその世帯全体の状況を考慮し、入園の必要性が高い児童から入園を決定します。

- (1) 仕事をしている場合（週3日以上、1日4時間以上勤務していること、内職を含みます）
- (2) 疾病・障がいの場合（入院または療養中）
- (3) 出産の場合（出産予定月とその前後2か月ずつ、計5か月）
- (4) 常時、親族を介護・看護している場合
- (5) 求職活動をしている場合（入園後3か月以内に就職することが条件です）
- (6) 就学の場合（週3日以上、1日4時間以上就学していること、通信添削等は含みません）
- (7) 災害等を受けた場合
- (8) その他児童の保育を必要とする特別な事由がある場合

●手続に必要なもの

- ①子どものための教育・保育給付認定申請書
- ②保育園等入園申込書兼児童台帳
- ③保育を必要とする事由を証明する書類（父母ともに必要）

※ただし、申込時から年度内のみ有効です。翌年度の4月入園をご希望の場合は、別途お申込みが必要です。詳しくは19ページのフローチャートをご覧ください。

保育園等入園までの流れ

保育園等入園申込み

保育園等の入園要件がありますか？

次に掲げるいずれかの事情により家庭で十分な保育が受けられない児童が対象です。

- 仕事をしている場合
- 疾病・障がいの場合（入院または療養中）
- 出産の場合（出産予定月とその前後2か月ずつ計5か月）
- 常時、親族を介護・看護している場合
- 求職活動をしている場合（入園後3か月以内に就職することが条件です）
- 就学の場合
- その他児童の保育を必要とする特別な事由がある場合

（令和5年度）

- 町内の保育園等…毎月入園したい月の前月15日締切り（土曜日・日曜日・祝日の場合は、その翌開庁日まで）

- 町外の保育園等…毎月入園したい月の前月10日締切り（土曜日・日曜日・祝日の場合は、その翌開庁日まで）

（令和6年度）

- 町内の保育園等…令和5年11月中旬から受け付けます。

- 町外の保育園等…区市町村によって締切日、必要書類、要件等が異なるため、必ず事前にご希望先の区市町村へお問い合わせください。

手続に必要なもの

- 保育園等入園申込書兼児童台帳、子どものための教育・保育給付認定申請書

- 保育を必要とする事由を証明する書類（父母ともに必要）

※令和5年8月1日までに入園を希望する場合で、令和4年1月1日現在、瑞穂町に住民登録がなかった方は、令和4年1月1日に住民登録のあった区市町村で発行される「令和4年度住民税課税（非課税）証明書」を、また、令和5年9月1日以降に入園を希望する場合で、令和5年1月1日現在、瑞穂町に住民登録がなかった方は、令和5年1月1日に住民登録のあった区市町村で、令和5年6月頃発行される「令和5年度住民税課税（非課税）証明書」を提出してください（父母ともに必要）。

保育を必要とする事由	必 要 書 類	保育を必要とする事由	必 要 書 類
就 労	就労証明書	災 害 復旧	申立書・り災証明書等
出 産	母子手帳（表紙および出産予定日の記載のページ）の写し	求職活動・内 定	既に活動を行っている方は活動状況がわかる書類、内定者は就労証明書等
疾 病	自宅保育が困難であると記載された診断書	就 学	在学証明書、授業のカリキュラム等
障 が い	愛の手帳・身体障害者手帳等の写し	そ の 他	保育を必要とする事由が証明できる書類等
介護・看護	通院や介護・看護の状況がわかる書類等		

☆ 出産要件での申込みの場合…保育の実施期間は、出産予定月とその前後2か月ずつ計5か月間以内となります。

☆ 求職要件での申込みの場合…保育の実施期間は、入園日から3か月間となります。

給付認定証交付

- 2号認定・3号認定

利用調整会議

- 毎月16日過ぎに行います。

入園承諾

- 「保育園等入園利用調整結果通知書（利用可）」通知を送付します。

面 接

- 入園承諾後に各保育園で面接・健康診断を行います。

入 園

入園保留

- 「保育園等入園利用調整結果通知書（利用不可）」通知を送付します（一度のみの送付です）。

- 申込書は申込時から令和5年度内のみ有効とし毎月利用調整を行い、欠員がありしだい入園の必要性が高い児童から入園を決定します。

- 申込み内容に変更があった場合、福祉部子育て応援課保育・幼稚園係へご連絡ください（希望する保育園等や保育を必要とする事由等）。

利用者負担額（保育料）決定通知

- 入園承諾後、「保育園等入園利用調整結果通知書（利用可）」と一緒に郵送にてお送りします。
- 認可保育園については、口座振替による納付をお願いしています。「利用者負担額（保育料）預貯金口座振替依頼書（自動払込利用申請書）」を同封しますので、町内にある金融機関の本支店またはゆうちょ銀行・郵便局にて口座振替の手続を行ってください。
- 認定こども園、地域型保育事業所については、直接施設へ納付することになります。
- 保育料は、入園されるご家庭の収入により異なります。原則的には、父母の区市町村民税所得割額により決定され、毎月1日現在、保育園等に籍のある児童について、その月の1か月の保育料を負担していただきます。なお、父母が区市町村民税非課税で、かつ、祖父母等と同世帯の場合は、祖父母等のうち所得の高い方の区市町村民税所得割額で保育料を決定します。
- 4月から8月分までの保育料は令和4年度区市町村民税所得割額により算定しますが、9月から3月分までの保育料は、令和5年度の区市町村民税所得割額により算定します。保育料の切り替えの際には、改めて住民税課税（非課税）証明書の提出が必要な場合があります。

入園後の保護者へのお願い

- 家庭の事情により保育園等を退園する場合や町外へ転出される場合は、速やかに福祉部子育て応援課保育・幼稚園係および保育園に連絡を取るとともに、「退園届」を提出してください。「退園届」の提出がない場合は、保育料を提出されるまで保育料を納めていただくことになります。
- 保護者の仕事の内容や家族構成、住所等を変更した場合は、速やかに福祉部子育て応援課保育・幼稚園係に連絡してください。

一時預かり事業 一町

家庭で十分な保育が受けられない町内在住の児童が対象です。

●内容

保護者の育児疲れの解消、短時間労働、急病、冠婚葬祭等、緊急または一時的に保育が必要となる児童をお預かりする制度です。

●保育時間

日曜日・祝日・年末年始を除く週3日以内で、午前7時30分から午後6時30分までの8時間以内

●保育の実施場所

一時預かり専用のスペースで実施しているのは石畠保育園のみですが、実施日の保育スペースや保育士に余裕があれば、町内の他の園でも実施可能

●利用料金(児童1人につき)

4時間まで1,500円。4時間以上8時間まで3,000円(各園により異なります)。

※生活保護世帯および住民税非課税世帯には、減免制度があります。

●手続に必要なもの

- ①各種健康保険被保険者証
- ②乳幼児医療証
- ③新規申請のときは母子手帳

申込み・問合せは、各保育園に直接ご連絡ください(45ページ参照)。

認証保育所 一町

東京都において独自の基準を設定し、多様化する保育ニーズに応えることのできる保育施設です。町内には認証保育所はありませんが、町外の認証保育所を利用することができます。

●内容

利用者と事業者の間で直接契約を行うため、詳細は各施設に直接お問い合わせください。

●認証保育所利用者補助事業

認証保育所を利用しており、条件を全て満たしている方に保育料の補助をします。

※詳しくは21ページのフローチャートをご覧ください。

認証保育所等の補助金

認証保育所等利用者補助事業

認証保育所等を利用したいが、保育園等に比べ保育料が高い。そのような方に、保育園等の保育料とほぼ同額になるように保育料の補助をします。町外の認証保育所等を利用されている方も対象となります。

補助金をもらえるのはどんな人?

次の条件に全て当てはまる人が補助金を受けることができます。

- 子どもが認証保育所等に入っている(補助対象外の施設もあります)。
- 住所が町内にある。
- 保護者が仕事をしていて子どもを見ることができないなど、保育を必要とする事由がある。
- 税金等の滞納がない。
- 保育園等よりも高い保育料を支払っている。

☆ 全てにチェックがついた方は、手続をしてください。ご不明な点はご相談ください。

手続はどこでするの?

○ 瑞穂町福祉部子育て応援課保育・幼稚園係の窓口で申請してください。

☆ 申請書等は直接郵送にて配布します。

申請に必要な書類等は?

○ 補助金交付申請書・請求書

※令和5年4~8月分の補助金を申請する場合で、令和4年1月1日現在、瑞穂町に住民登録がなかった方は、令和4年1月1日に住民登録のあった区市町村で発行される「令和4年度住民税課税(非課税)証明書」を、また、令和5年9月分以降の補助金を申請する場合で、令和5年1月1日現在、瑞穂町に住民登録がなかった方は、令和5年1月1日に住民登録のあった区市町村で、令和5年6月頃発行される「令和5年度住民税課税(非課税)証明書」を提出してください。

○ 就労証明書(父母ともに必要)

○ 保育料支払いの領収書または月謝袋(写し)

○ 入園決定通知書(契約書等、1か月分の保育料および保育時間が確認できるもの写し)

○ 課税台帳確認同意書

○ 振込先口座のわかるもの

☆ 年度内2回目以降の申請は、入園決定通知書・就労証明書の提出は必要ありません。ただし、就労証明書は、勤務先に変更があった方、産休・育休中の方、自営業等給与明細書のない方は提出してください。なお、就労証明書の提出が必要ない方でも、最新の給与明細の写しは必要です。

いつまでに手続をすればいいの?

○ 4月から7月分までは8月10日までに(第一期)

○ 8月から11月分までは12月10日までに(第二期)

○ 12月から3月分までは3月20日までに(第三期)

☆ 上記の期間内で手続をしてください。ただし、その日が休日の場合は、その前の平日となります。期日を過ぎて提出した場合は、補助金の対象者であっても補助金の支給はできません。

振込みはいつ頃になるの?

○ 8月末(4月~7月分)、12月末(8月~11月分)、4月中旬(12月~3月分)に指定された口座に振り込みます。

いくらもらえるの?

○ 保育園等に入園していると仮定し、算出した保育料と認証保育所等に支払っている保育料(基本料)との差額を支給します。

幼稚園

●子ども・子育て支援新制度(以下「新制度」という)の幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)を利用される方

(1) 申込み

各幼稚園等へ直接申込みをしてください。各幼稚園等への申込みのほか、子どものための教育・保育給付認定(1号認定(教育認定))の申請が必要となります。申請書は、幼稚園等を通じて町に提出していただきます。申請後、町から認定証が交付されます。

(2) 保育料

令和元年10月から「幼児教育・保育の無償化」のため、保育料は無償化されています。

●新制度移行前の幼稚園を利用される方

(1) 申込み

各幼稚園へ直接申込みをしてください。

(2) 保育料

各幼稚園が設定した保育料を、入園した幼稚園に支払っていただきます。

※令和元年10月から「幼児教育・保育の無償化」により、月額25,700円を上限に保育料が無償化されます。

無償化の対象となるためには、別途申請が必要になります。詳細については、次の「幼児教育・保育の無償化」をご覧ください。

幼児教育・保育の無償化

3歳児から5歳児(小学校就学前)までの子どもの教育・保育に係る利用料(保育料)が無償化されています。無償化の概要については、次のとおりです。

●保育園、認定こども園(保育所部分)を利用する方

(1) 対象者

3歳児から5歳児(小学校就学前)までで保育園等に通園する子ども

※0歳児から2歳児までについては、住民税非課税世帯を対象として利用料(保育料)が無償化されます。

(2) 対象となる利用料

保育料

※通園送迎費、給食費(食材料費)、行事費、延長保育料などは、これまでのとおり保護者の負担になります。

ただし、区市町村民税所得割額57,700円未満(ひとり親世帯等については、77,101円未満)の世帯の子どもと、全ての世帯の第3子(保育所等に通っている子どものうち最年長者から数えて3番目の子ども)以降の子どもについては、給食費(食材料費)のうち、副食費(おかず代)の費用が免除されます。副食費(おかず代)の費用の免除世帯へは、後日、町からお知らせします。

※副食費(おかず代)の免除について、手続などは必要ありません。

(3) 給食費の支払

令和元年9月までは、保育料の中に副食費(おかず代)が含まれていました。令和元年10月からは、「幼児教育・保育の無償化」に伴い、保育料は無償になりましたが、副食費(おかず代)については、引き続き保護者の負担になります。また、幼児教育・保育の無償化に伴い、副食費(おかず代)の支払先が各園になります。各園で指定される支払方法、期日でお支払いいただくことになります。

(4) 手続

教育・保育給付認定(2号認定、3号認定)がされているため、必要ありません。

●新制度に移行している幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)を利用する方

(1) 対象者

満3歳児から5歳児(小学校就学前)まで新制度に移行している幼稚園等に通園する子ども

(2) 対象となる利用料

①保育料(通園送迎費、給食費(食材料費)、行事費などは、これまでのとおり保護者の負担になります)

ただし、区市町村民税所得割額77,100円以下の世帯の子どもと、全ての世帯の第3子(小学校3年生までの子どものうち最年長者から数えて3番目の子ども)以降の子どもについては、給食費(食材料費)のうち、副食材料費(おかげ代)の費用が免除されます。副食材料費(おかげ代)の費用の免除世帯へは、後日、町からお知らせします。

※副食材料費(おかげ代)の免除について、手続などは必要ありません。

②預かり保育料(月額上限額は、11,300円(日額450円まで)です)

ただし、満3歳児については、住民税非課税世帯に限ります。

(3) 手続

教育・保育給付認定(1号認定)がされているため、教育時間については、無償化になるための手続は必要ありません。

預かり保育料が無償化の対象になるためには、施設等利用給付認定(2号認定、3号認定)が必要になります。手続方法や必要書類などは、各幼稚園等を通じてお知らせします。

(4) 支給方法

預かり保育料に対する支給方法は、償還払い(一度施設へ保育料を支払いし、後日、町から利用者へ支給する方法)です。

支給時期は、年3回(8月、1月、4月)を予定しています。

●子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園を利用する方

(1) 対象者

満3歳児から5歳児(小学校就学前)まで子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園に通園する子ども

(2) 対象となる利用料

①入園料、保育料(月額上限額は、25,700円です)

※通園送迎費、給食費(食材料費)、行事費などは、これまでのとおり保護者の負担になります。

②預かり保育料(月額上限額は、11,300円(日額450円まで)です)

※1 預かり保育が無償化の対象になるためには、保護者それぞれが保育を必要とする事由が必要です。

※2 満3歳児については、住民税非課税世帯に限ります。

(3) 手続

無償化の対象になるためには、施設等利用給付認定が必要になります。手続方法や必要書類などは、各幼稚園を通じてお知らせします。

(4) 支給方法

在園する園によって、支給方法が異なります。

①法定代理受領(利用者に代わり、園が代理で支給を受ける方法です。利用者は園への保育料の支払(上限:25,700円)がなくなります)

②償還払い(一度施設へ保育料を支払いし、後日、町から利用者へ支給する方法です)

支給時期は、年3回(8月、1月、4月)を予定しています。

●認可外保育施設、一時預かり事業等を利用する方

(1) 対象者

3歳児から5歳児（小学校就学前）までで、保育の必要性がある子ども

（0歳児から2歳児までについては、住民税非課税世帯を対象として利用料（保育料）が無償化されます）

このほか、対象になるためには、以下の条件があります。

①現在、保育所、認定こども園、幼稚園（②の幼稚園を除く）に通われていない方

※申込みをしているが、利用調整の結果、待機児童となっている方も含みます。

※認可外保育施設へ通われている方も含みます。

②現在、預かり保育の提供時間数が8時間未満または開所日数が200日未満の幼稚園に通われている方

③保育の必要性のある方

(2) 対象となる利用料

保育料（通園送迎費、給食費（食材料費）、行事費などは、これまでのとおり保護者の負担になります）

(3) 対象となる施設・事業

都道府県等に届出をした認可外保育施設（認証保育所、事業所内保育所等）に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象となります。

〔注意〕

①無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です（5年間の経過措置があります）。ご利用される施設等によっては、無償化の対象にならない場合があります。

②ファミリー・サポート・センター事業については、「送迎」のみの利用は対象外となります。

(4) 手続

無償化の対象になるためには、施設等利用給付認定が必要になります。手続方法や必要書類については、お問い合わせください。

※認可保育所等の申込みをし、すでに教育・保育給付認定（2号認定、3号認定）を受けている方は、改めての手続は必要ありません。

(5) 支給方法

償還払い（一度施設へ保育料を支払いし、後日、町から利用者へ支給する方法です）

支給時期は、年3回（8月、12月、4月）を予定しています。

◆問合せ◆ 福祉部 子育て応援課 保育・幼稚園係 電話557-8658

幼稚園補助金 一町

私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金

この補助金は、私立幼稚園等に在籍する幼児の保護者の経済的な負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図ることを目的としています。

(1) 対象者

瑞穂町に住んでいる（住民登録をしていること）満3歳児から5歳児まで（平成29年4月2日～令和3年4月1日生まれ）のお子さんで、令和5年4月以降私立幼稚園等に在籍し、保育料、特定負担額およびその他納付金（※）を私立幼稚園等に納入している方

※その他納付金が補助対象経費となる方は、補助基準額の区分①、②(③のうちひとり親世帯等)の世帯の第1子、第2子、または、区分①から⑤の世帯の第3子以降のお子さんです。それ以外の方は、その他納付金については補助対象外になります。

(2) 支給方法

年2回、保護者名義の金融機関の口座に振り込みます。

振込時期：前期分（4月～8月）…9月中旬から10月下旬ごろまで

後期分（9月～3月）…3月下旬から4月中旬ごろまで

※ただし、在園している幼稚園等が補助金の代理受領（園が保護者の代わりに補助金を受領すること）を行っている場合は、補助金を園に振り込むことがあります。

(3) 補助基準額および補助対象経費（補助基準額等は、令和4年度の内容のため、令和5年度は変更になる可能性もあります）

【補助基準額】

区分	補助基準額（月額／園児1人当たり）		
	第1子	第2子	第3子以降
①生活保護世帯	9,700円 (3,500円)		
②住民税非課税・区市町村民税所得割額非課税世帯	うち、ひとり親世帯等	10,700円 (4,500円)	10,700円 (4,500円)
	上記以外	6,700円 (3,500円)	
③区市町村民税所得割額77,100円以下の世帯	うち、ひとり親世帯等		
	上記以外		
④区市町村民税所得割額211,200円以下の世帯	5,300円 (3,500円)	6,300円 (4,500円)	10,100円 (4,500円)
⑤区市町村民税所得割額256,300円以下の世帯			9,500円 (4,500円)
⑥上記以外の世帯			6,300円 (4,500円)

【補助対象経費】

在園する園の区分	対象経費	
子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園および認定こども園（幼稚園部分）		園則で定めた特定負担額（基準以上の職員配置の人事費、施設の環境維持向上のための費用等）
子ども・子育て支援新制度未移行の幼稚園	下記以外の世帯	保育料
	・上記①、②の世帯の第1子、第2子 ・③のうち、ひとり親等世帯の第1子、第2子 ・上記①～⑤の世帯の第3子以降のお子さん	保育料 + その他納付金（園則で定められた、施設維持管理費、冷暖房費、自習教材費等）

※世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算します。なお、所得割課税額については、税額控除（調整控除を除く）適用前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定します。

※単身赴任等の事情により、居住地が別の場合でも、経済的に私立幼稚園等に在籍する幼児の属する世帯と一体性がある場合には、同一世帯として所得割課税額を合算します。

※第1子とは、1人在籍の場合および同一世帯から2人以上在籍している場合の最年長の幼児です。

※第2子、第3子以降とは、私立幼稚園、特別支援学校幼稚部または保育所等（保育所、認定こども園、児童発達支援施設、医療型児童発達支援施設および情緒障害児短期治療施設通所部）をいう。以

下同じ)に通園し、または特例保育、家庭的保育事業等を利用するまたは小学校(1～3年生)の兄または姉(第2子の場合は1人、第3子以降の場合は2人以上)がいる場合の幼児です。

ただし、区市町村民税所得割課税額77,100円以下の世帯については、多子計算(第2子以降等)に係る年齢制限等を設けず、生計を一にする子は多子計算に含めることができます(年齢に関わらず生計を一にする兄または姉がいる幼児を第2子以降等の扱いとします)。

※ひとり親世帯等とは、以下に該当する方が保護者または保護者と同一の世帯に属する世帯のことです。

①生活保護法に規定する要保護者、②ひとり親世帯、③身体障害者手帳の交付を受けた方、④愛の手帳(療育手帳)の交付を受けた方、⑤精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、⑥特別児童扶養手当の支給対象児童、⑦障害基礎年金受給者

(4) 必要書類

- ①印鑑(申請書に押印)
- ②令和5年1月2日以降、瑞穂町に転入された方は、前住所地の住民税課税(非課税)証明書または納税通知書の写し

(5) 申請窓口

在籍する幼稚園へご申請ください。

◆問合せ◆ 福祉部 子育て応援課 保育・幼稚園係 電話 557-8658

実費徴収に係る補足給付事業 ー町

保育園、新制度の幼稚園等を利用するに当たって購入が必要な教材費等について、町が費用を一部負担する事業です。対象者の方には、町から直接お知らせします。

対象者	次の①および②の要件をどちらも満たし、③～⑤のいずれかに該当する方 ①瑞穂町内に在住の方 ②保育園等、子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園を利用している方 ③生活保護世帯の方 ④住民税非課税世帯であって、ひとり親等の世帯の方 ⑤中国残留邦人等および特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯の方
対象となるもの および金額	園で指定された教材や体操着等の購入費、行事参加(子どもの費用に限る)等に要する費用 月額2,500円 ※実際にかかった金額と比べ少ない額
交付時期	毎年4月分から8月分までおよび9月分から翌年3月分までの2期に分けて交付します。
その他	領収書等は申請時に必要となりますので、大切に保管してください。

◆問合せ◆ 福祉部 子育て応援課 保育・幼稚園係 電話 557-8658



副食費の施設による徴収に係る補足給付事業 一町

新制度移行前の幼稚園を利用するに当たって必要な給食費(副食材料費(おかず代)相当額)について、町が費用を一部負担する事業です。対象者の方には、町から直接お知らせします。

対象者	次の①、②および③の要件をいずれも満たし、④～⑦のいずれかに該当する方 ①瑞穂町内に在住の方 ②新制度移行前の幼稚園を利用している方 ③満3歳以上の方 ④生活保護世帯の方 ⑤中国残留邦人等および特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯の方 ⑥区市町村民税所得割が77,101円未満の世帯の方 ⑦所得に関わらず、補助対象園児に小学校3年生以下の兄・姉が2人以上いる方
対象経費	給食費(副食材料費(おかず代)相当額に限る)
補助基準額	上限：月額4,500円 ※補助基準額と給食費(副食材料費(おかず代)相当額)を比べ少ない額を交付します。
交付時期	毎年4月分から8月分までおよび9月分から翌年3月分までの2期に分けて交付します。
その他	領収書等は申請時に必要となりますので、大切に保管してください。

◆問合せ◆ 福祉部 子育て応援課 保育・幼稚園係 電話 557-8658

病児・病後児保育利用料補助金 一町

お子さまが病気等で保育園や学校等に登園、登校させることが困難で、保護者が仕事などの理由で看護ができない場合に、町が指定する事業者が提供するベビーシッター等による訪問型病児・病後児保育サービス(以下「訪問型サービス」という)、または他市の診療所や保育所で実施されている施設型病児・病後児保育サービス(以下「施設型サービス」という)を利用した際の費用の一部を補助します。

対象者	以下の項目全てに該当する方が補助の対象となります。 (1) 生後57日目以降から小学校6年生までのお子さま及びその保護者が、瑞穂町に住民登録をしきつ、居住していること。 (2) 病児・病後児保育サービス利用時に、子どもが下記の対象施設に入園し、又は学童保育クラブを利用していること。 【対象施設】 ①認可保育所 ②認定こども園 ③幼稚園 ④地域型保育事業(小規模保育事業所等) ⑤東京都認証保育所 ⑥幼児教育・保育の無償化の対象施設として確認を受けている認可外保育施設 (3) 利用日の前後5日以内に当該の病気で医療機関を受診していること。
対象となる事業者	【訪問型サービス】 (1) 公益社団法人全国保育サービス協会に加盟する事業者 http://www.acsa.jp/htm/joining/ (2) 公益社団法人全国保育サービス協会が国から委託を受けて実施するベビーシッター派遣事業の割引券取扱事業者 http://www.acsa.jp/htm/babysitter/ticket_handling_list.htm (3) その他、町が適当と認める事業者 【施設型サービス】 区市町村から病児・病後児保育を委託されている診療所または保育所
補助金の内容	【訪問型サービス】 (1) 補助対象経費は、訪問型サービス利用時の自宅における保育にかかる費用です。入会金、年会費、登録料、交通費等の諸経費その他これらに準ずる費用は補助対象外です。ただし、実際に訪問型サービスを利用しており、当該月会費等に保育料が含まれる場合は、補助対象となります。

補助金の内容	(2) 補助金額や年間補助上限額は、次のとおりです。		
	区分	補助金額	児童1人に対する年間補助上限額 ※3
	ひとり親世帯等又は住民税非課税世帯 ※1	日額25,000円を上限に利用料の10/10	50,000円
	上記以外の世帯	日額25,000円を上限に利用料の4/5 ※2	
<p>※1 ひとり親世帯等とは、生活保護法による要保護者、ひとり親世帯、身体障害者手帳または愛の手帳の交付世帯等の世帯です。</p> <p>※2 補助金額は、補助対象経費(利用料)に4/5を掛け、1円未満の端数は切り捨てます。 例1:(利用料) 30,000円 × (補助率) 4/5 = 補助金額は、24,000円 例2:(利用料) 35,000円 × (補助率) 4/5 = 28,000円 ← 25,000円を超えるため補助金額は、25,000円となります。</p> <p>※3 年間とは、4月1日から翌年3月31日までです。</p> <p>【施設型サービス】</p> <p>(1) 補助対象経費は、施設型サービスの利用(保育)にかかる費用です。食事代その他これらに準ずる費用は、補助対象外です。ただし、食事代等に施設型サービスの利用に要した費用が含まれる場合は、補助対象となります。</p> <p>(2) 補助金額は、次のとおりです。</p>			
	区分	補助金額	年間補助上限額 ※3
	ひとり親世帯等又は住民税非課税世帯 ※1	利用料の10/10	なし
	上記以外の世帯	利用料の1/2 ※2	
<p>※1 ひとり親世帯等とは、生活保護法による要保護者、ひとり親世帯、身体障害者手帳または愛の手帳の交付世帯等の世帯です。</p> <p>※2 補助金額は、補助対象経費(利用料)に1/2を掛け、1円未満の端数は切り捨てます。 (注) 在勤要件などがあり、施設型サービス実施施設の所在市町村に居住する方が当該施設を利用した際の利用料と同額の場合は、補助金は交付されません。</p> <p>※3 年間とは、4月1日から翌年3月31日までです。</p>			
補助金の交付までの流れ	<p>(1) ご自身で補助対象となる事業者(訪問型サービスまたは施設型サービス)へ申込み</p> <p>(2) サービスを受け、事業者へ利用料の支払い(利用日の前後5日以内に、医療機関を受診してください)</p> <p>(3) 瑞穂町へ補助金交付申請の手続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所定の申請書等に必要事項を記入し、必要書類(領収書、利用明細書、医療機関を受診したことがわかるもの(領収書、医師の処方に基づくお薬手帳の写し等))を添付してください。 ・役場窓口(子育て応援課保育・幼稚園係)または郵送でご提出ください。 <p>(4) 補助金の交付の決定、振込</p>		
必要書類	<p>(1) 瑞穂町病児・病後児保育利用料補助金交付申請書兼請求書</p> <p>(2) 訪問型サービスまたは施設型サービスを利用した際の領収書(写し可)(請求書は、不可)</p> <p>(3) 訪問型サービスを利用した際の利用明細書(写し可)(利用日、利用時間、交通費などの諸経費が記載されているもの)</p> <p>(4) 訪問型サービスまたは施設型サービス利用日の前後5日以内に、医療機関を受診したことがわかるもの(領収書、医師の処方に基づくお薬手帳の写し等)</p> <p>(5) 住民税非課税証明書(写し可)(住民税非課税世帯で、かつ、瑞穂町に転入された方)</p>		
その他	<p>領収書等は、申請時に必要となりますので、大切に保管してください。</p> <p>申請書の様式は、子育て応援課窓口で配布しています(瑞穂町ホームページからダウンロードも可能です)。</p>		

◆問合せ◆ 福祉部 子育て応援課 保育・幼稚園係 電話 557-8658

学童保育クラブ 一町

保護者が仕事や病気などの事情で、下校後、家庭で十分な保育が受けられない小学1年生から6年生までの児童が対象です。

●内容

開所時間：①平日…下校時～午後6時

②土曜日、学校長期休業日(春・夏・冬休み)等…午前8時30分～午後6時

※午後5時以降の保育は、保護者の迎えが必要です。

休 所 曜 日：日曜日、祝日、年末年始

育 成 料：月額4,000円、行事費 月額1,500円

延長保育：午後6時から7時までの1時間実施します。

※利用希望者がいない日は実施しません。

※別途利用料がかかります。

利用児童1人1回につき、30分までが200円、30分を超えて1時間までが400円

期間限定入所：夏季期間に限り保育が必要な児童をお預かりします。夏季休業期間を中心とした入所期間で、対象学年や保育時間、延長保育等については通常の学童に準じて実施します。

※育成料は5,000円、行事費は1,900円です。

育成料と行事費は、夏休みの日数により変更する場合があります。

●手続に必要なもの

①学童保育クラブ入所申請書 ②就労証明書 ③確認書 ④祖父母の状況

⑤登所降所経路略図 ⑥学童保育クラブ育成料減免申請書(該当する方のみ)

⑦障がいのある児童の場合は、愛の手帳・身体障害者手帳・医師の診断書等の写し

⑧その他要件確認のために必要な書類

◆問合せ◆ 福祉部 子育て応援課 保育・幼稚園係 電話 557-8658

あすなろ児童館 一町

子どもたちが遊びをとおして仲間をつくり、健康で心豊かに育つことを助ける場として、また幼児の遊び場と保護者の子育てについての情報交換や相談の場としてご利用ください。

施設内では日常的に自由に遊べるほか、毎月いろいろな催し物を行っています。

●内容

開館時間：午前9時30分～午後5時

休 館 曜 日：日曜日、祝日、年末年始

●対象

18歳未満の方(幼児には保護者の同伴が必要です)

◆問合せ◆ 福祉部 子育て応援課 児童館係 電話 557-7766

子ども家庭支援センター「ひばり」一町

- 18歳未満の子どもと家庭に関するあらゆる相談、妊婦の方からの相談を随時お受けしています。相談の内容は秘密を守ります。

～児童本人、保護者、家族、親族、妊婦の方、地域の方等、どなたでも相談できます～

(相談できる内容の例)

- | | |
|---|----------------------|
| ・育児、しつけ、発達、性格行動 | ・育児不安、育児疲れ |
| ・妊娠中の不安、出産後の心配 | ・子育てのイライラ |
| ・子どもに怒鳴ってしまう、叩いてしまう | ・一時的に子どもを預けたい、育てられない |
| ・不登校、ひきこもり、非行 | ・経済的困窮 |
| ・家族やパートナーからの暴力、暴言、脅し | |
| ・子ども自身の悩みごと(いじめられる・学校に行きたくない・虐待されているなど) | |

(相談方法)

開所時間内にご来所ください(電話、メールでの相談もお受けしています)。

ひとりで悩み、抱えこまないでご相談ください。相談員があなたのお話しを聞きながら一緒に考えていきます。

- センター内には、お子さんと一緒に自由に遊べるスペースがあります。保護者同士の交流やお子さんの友達づくりの場としてご利用ください。

※保護者交流事業、子育て講座などさまざまな事業を実施しています。

※子育てグループ等の活動場所として、地域活動室の貸出しを行っています。

- あなたの周りに虐待の疑いがあるなど、気になる子どもや保護者がいたら子ども家庭支援センターに連絡してください。

あなたの連絡が、その子どもと保護者を救うきっかけとなります。

◆受付窓口◆ 瑞穂町子ども家庭支援センター「ひばり」

住 所：瑞穂町石畠 1972番地 (保健センターとなり)

開所日：月～土曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～午後5時

電 話：568-0051 FAX：568-2015

メール：hibari@town.mizuho.tokyo.jp

乳幼児ショートステイ事業 一町

保護者の仕事、病気、出産、冠婚葬祭、育児疲れその他の理由により、子どもの養育が困難になった場合に、一時的にお預かりします(宿泊可)。

●対象年齢

町内に在住する小学校就学前の乳幼児(ただし、原則として生後57日目から)

●保育施設

社会福祉法人 東京恵明学園

青梅市友田町2-714-1

電話：0428-23-0241

※保育施設への送迎は、保護者の方等に行っていただきます。送迎ができない場合は、事前にファミリー・サポート・センター(電話：557-4138)にご相談ください。

●利用料 (一人当たりの日額)

区分		負担額
利用料	1日の利用時間が11時間未満の場合	3,000円
	1日の利用時間が11時間以上または泊りの場合	4,000円

(利用料の減額)

次に該当する場合は、申請により利用料を2,000円減額します。

- ・生活保護受給世帯
- ・前年度分の区市町村民税課税額が非課税の世帯

※原則として1回の利用につき7日以内とします。

※利用期間中に疾病等により特別な処遇を必要とした場合には、実費相当額が必要になります。

●手続に必要なもの

- ①健康保険被保険者証 ②印鑑 ③利用申請書(受付時に配布) ④母子健康手帳

◆受付窓口◆ 瑞穂町子ども家庭支援センター「ひばり」 電話 568-0051

ファミリー・サポート・センター事業一町

ファミリー・サポート・センターは、育児のお手伝いをしてほしい方(依頼会員)と、お手伝いを行いたい方(提供会員)が会員となり、育児について助け合う会員組織です。仕事、病気、冠婚葬祭、心身のリフレッシュその他の理由により、育児のお手伝いが必要なときにご利用できます。

●ご利用方法の例

- 保育園・幼稚園・学校・習い事などの送り迎え
- 保育時間外・休園日等の預かり
- 放課後・学童保育所終了後の預かり
- 子どもが軽度の病気等のときの預かり

●会員になれる方

- 依頼会員(育児のお手伝いをしてほしい方) → おおむね生後3か月から
小学4年生までのお子さんをお持ちの方
※障がいがあるお子さんは小学6年生まで
- 提供会員(育児のお手伝いを行いたい方) → 心身共に健康で意欲のある20歳以上の方

●利用までのながれ(依頼会員の場合)

- ① 入会されていない方は、センターで会員登録します。
- ② 育児のお手伝いをしてほしい日にちと時間が決まつたらセンターに電話をしてください。
- ③ センターはお手伝いができる提供会員を探し、依頼会員に紹介しセンターで顔合わせを行います。
- ④ 依頼会員は、提供会員のお手伝いを受けた後、提供会員に報酬を支払います。

〈報酬額は、下記のとおり〉

月～金曜日	午前7時～午後7時	1時間当たり	700円
	上記以外	//	900円
土・日・祝日・年末年始	終日	//	900円
預けるお子さんが軽度の病気の場合	終日	//	900円

●その他

お子さんをお預かりする場合、会員の自宅、児童館や子ども家庭支援センター（ファミリー・サポート・センター）等の施設、その他子どもの安全が確保できる場所で預かります。
(その他については要相談)

◆受付窓口◆ 瑞穂町ファミリー・サポート・センター
(瑞穂町子ども家庭支援センター「ひばり」内)
電話 557-4138



母子・父子福祉資金の貸付 — 都

都内に6か月以上お住まいの母子家庭の母または父子家庭の父等で、20歳未満のお子さん等を扶養している方が対象です。

●資金の種類

事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金、修学資金、就学支度資金

●条件

原則、連帯保証人が必要です。子に係る貸付以外は、保証人なしの場合、有利子となります。貸付を行うことにより、自立が見込める方が対象となります。

●借入れの相談および申込み方法

西多摩福祉事務所の母子父子自立支援員にご相談ください。

◆受付窓口◆ 西多摩福祉事務所 電話 0428-22-1168

女性福祉資金の貸付 — 都

- 1 配偶者がいないか、配偶者がいてもその扶養を受けられない都内に6か月以上お住まいの女性が対象です。
 - (1) 親・子・兄弟姉妹などを扶養している方
 - (2) 親・子・兄弟姉妹などを扶養していない方で、年間所得が一定の額以下で、次のいずれかに該当する方
 - ① かつて母子家庭の母として子を扶養したことのある方
 - ② 婚姻歴のある40歳以上の方
- 2 上記に当てはまらない方で、特に貸付の必要があると認められた方

●資金の種類

事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金、修学資金、就学支度資金

●条件

原則、連帯保証人が必要です。子に係る貸付以外は、保証人なしの場合、有利子となります。

●借入れの相談および申込み方法

西多摩福祉事務所の女性相談員にご相談ください。

◆受付窓口◆ 西多摩福祉事務所 電話 0428-22-1168

生活福祉資金の貸付

低所得世帯の方や心身障がい者(児)と生活を共にしている世帯、療養中または要介護高齢者の属する世帯が対象となります。

●条件

町内に居住する方で、低所得世帯、各種障害者手帳の保持者およびその属する世帯、おおむね65歳以上の介護等を要する世帯で返済の見込みがあると判断された方

●借入れの相談および申込方法

瑞穂町社会福祉協議会にご相談ください。

◆受付窓口◆ 瑞穂町社会福祉協議会 電話 557-0165

教育支援資金の貸付

低所得世帯(生活保護含む)に対する入学金および学校に係る費用の貸付制度です。

●条件

町内に居住する方で、世帯の収入が定められた基準以内の方。学校教育法による高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校(高等課程、専門課程)が対象となります。

●借入れの相談および申込方法

瑞穂町社会福祉協議会にご相談ください。

◆受付窓口◆ 瑞穂町社会福祉協議会 電話 557-0165

受験生チャレンジ支援貸付事業

一定所得以下の方を対象に、学習塾等の受講料や高校や大学などの受験料を貸付する事業です。

●条件

町内に居住する方で、世帯の収入が定められた基準以内の方。貸付対象となる学習塾等、学校には要件があります。また、希望する学校に入学した場合は、貸付金の返済が免除となります。入学不可の場合でも免除となる場合があります。

●借入れの相談および申込方法

瑞穂町社会福祉協議会にご相談ください。

◆受付窓口◆ 瑞穂町社会福祉協議会 電話 557-0165

母子・父子自立支援プログラム策定事業 — 都

●対象

児童扶養手当の受給者

●内容

個々のニーズに応じた子育て・生活支援・就業支援メニューを組み合わせたプランを策定、安定就労自立を目指します。

◆問合せ◆ 西多摩福祉事務所 担当 就業支援専門員 電話0428-22-1168

住宅支援資金貸付（返還免除制度あり）— 都

●対象

母子・父子自立支援プログラム策定を受け自立に取り組むひとり親

●内容

上限4万円×12か月の住居費支援

◆問合せ◆ 西多摩福祉事務所 担当 就業支援専門員 電話0428-22-1168

東京都ひとり親家庭等相談窓口強化事業 — 都

瑞穂町にお住まいの母子家庭の母および父子家庭の父に、ひとり親家庭の個別のニーズに対応した支援を行うため、ワンストップの相談窓口を推進しています。専門の相談員が寄り添いの支援をします。ハローワークへの同行支援、ご自宅や近くの公共施設での相談も可能です。

◆問合せ◆ 西多摩福祉事務所 担当 就業支援専門員 電話0428-22-1168

東京都養育費確保支援事業 — 都

養育費を得るために必要な経費の一部を助成します。



●内容

公証人手数料、家庭裁判所への調停申し立てや裁判を行うときに必要な書類取得費用、保証会社との契約保証料の一部など。

◆問合せ◆ 西多摩福祉事務所 担当 母子父子自立支援員 電話0428-22-1168

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 — 都

高校を卒業していないことで、転職や資格取得、進学を諦めてはいませんか。高卒認定試験の合格をめざすひとり親家庭のお父さんお母さんお子さんを応援します。

●内容

瑞穂町にお住まいの母子家庭の母および父子家庭の父またはひとり親家庭の子ども(20歳未満)で、対象講座の受講のために本人が支払った費用の①30%に相当する額を受講開始時に②40%に相当する額から①を差引いた額を受講修了時に支給します。

さらに、受講修了日から2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に、③対象講座受講のために支払った費用の20%に相当する額(①②③の合計は15万円を上限とする)を支給します。

◆問合せ◆ 西多摩福祉事務所 担当 就業支援専門員 電話0428-22-1168

母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業 — 都

個々の母子家庭の母および父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援します。

《高等職業訓練促進給付金》

●内容

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等(調理師や製菓衛生師、通信制の養成機関も対象です)対象資格を取得するために、養成機関で修学する場合に、支給します。都内町村に居住し、20歳未満の児童を扶養するひとり親家庭等で次の①～③の全てを満たす方が対象です。

- ① 所得が児童扶養手当の支給水準(または同等の所得水準)にある方
- ② 過去にこの訓練促進費を受給していない方
- ③ 養成機関においてカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれ、就労に意欲のある方(IT関連資格は6か月以上のカリキュラムも対象)

●支給額

住民税非課税世帯 月額 100,000円

住民税課税世帯 月額 70,500円

※修学期間の最後の1年間については、4万円増額となります。

※改正により金額が変更になることがあります。

●支給期間

養成機関における所定の修業期間とする。修業期間の全期間(上限4年)。

※この訓練促進費は受講中でも申請できますが、申請前に遡っての支給はできません。

《ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業》返済免除制度あり

高等職業訓練促進給付金の受給対象者が入学準備金(50万円以内)就職準備金(20万円以内)の貸付を受けることができます。

※申請窓口は社会福祉協議会ですが、西多摩福祉事務所での事前相談および高等職業訓練促進給付金の給付決定が必要です。

◆問合せ◆ 西多摩福祉事務所 担当 就業支援専門員 電話0428-22-1168

《自立支援教育訓練給付金》

●内容

20歳未満の児童を扶養するひとり親家庭の母または父が、就職に必要な知識や技能を習得するために自主的に教育訓練講座を受講した場合、講座終了後に受講料の一部を支給する制度です。母子家庭の母、父子家庭の父で、次の①～②の全てを満たす方が対象です。

- ① 児童扶養手当を受給している（または同等の所得水準にある）方
- ② 教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる方

●支給額

受講料の6割相当額（または雇用保険の一般教育訓練給付金の差額分）

※上限があります（20万円～40万円）。1万2千円を超えない場合は支給対象となりません。

※改正により金額が変更になることがあります。

●対象講座

雇用保険の教育訓練給付制度の指定を受けている教育訓練講座のうち、就労に結びつく可能性が高いと認められる講座

●申請方法

必ず受講決定前の相談が必要です。

◆問合せ◆ 西多摩福祉事務所 担当 就業支援専門員 電話0428-22-1168

ひとり親家庭向けポータルサイトもご覧ください。

■シングルママ・シングルパパ くらし応援ナビTokyo
<https://www.single-ouen-navi.metro.tokyo.lg.jp/>
スマートフォン、PCから閲覧いただけます。



出産・子育て応援事業

ゆりかごステーション(子育て世代包括支援センター)

専任の相談員である母子保健コーディネーターが、妊娠期から子育て期までの全てのご家庭の相談に応じます。

また、妊娠・出産・子育てをする全てのご家庭を支援するために、以下の事業を行っています。

●ゆりかご面談(妊婦面談)、出産応援ギフトの配布

妊娠届出などの機会に、全ての妊婦さんと母子保健コーディネーターなどの専門職が面談をさせていただき、妊娠・出産・子育てに関するご相談に応じます。面談時に、申請いただいた妊婦さんに出産応援ギフト(育児関連用品等の電子クーポン)をお渡しします。

●プレママひろば

妊婦さん向けの、助産師と気軽にお話したり、プレママ同士で情報交換ができる場です。年4回予約制で開催しています。お気軽にご参加ください。

●プレママアンケート

妊娠後期から出産・子育てに向けて、新たな悩みや心配事が出てくることがあります。妊娠中期にアンケートを郵送し、妊婦さんのご様子をお伺いします。お困り事がない場合でもご回答ください。

また、出産を迎える前に母子保健コーディネーターとの面談の希望があれば、面談することも可能ですので、お気軽にご相談ください。

●すまいるとーく

引っ越ししてきたばかりで町のことが分からない、他の人はどんな子育てをしているんだろうなどと不安に思うことはありませんか？

瑞穂町や近隣市の住民で、子育て経験があり、養成研修を受けた「母子保健サポーター」が妊娠中や産後のママを訪問し、サポートします。

●子育て応援ギフトの配布

新生児(未熟児) 訪問時に、申請いただいた養育者に子育て応援ギフト(育児関連用品等の電子クーポン)をお渡しします。

●育児パッケージ(子育て応援品)の配布

ゆりかご面談を受けた方がご出産された後、保健師・助産師が各ご家庭を訪問させていただき、「育児パッケージ(子育て応援品)※」をお渡しします。

※内容：こども商品券、瑞穂町子育て応援券

[注意]

育児パッケージは、ゆりかご面談を受けた方がご出産された場合に限りお渡ししています。妊娠中に転入された方で、ゆりかご面談をされていない方は、ご連絡ください。

●プチママひろば

産後のママ向けの、助産師と気軽にお話したり、ママ同士で情報交換ができる場です。月1回予約制で開催しています。お気軽にご参加ください。

●産後ケア訪問

助産師が家庭訪問して、おっぱいのケアや沐浴のお手伝いなどのサービスを提供します。ご利用には、申請が必要です。

●産後デイケア・産後お泊まりケア

産後のママの心と体の休養や回復をはかるために、ママと赤ちゃんに日帰り入院または入院でケアを提供します。ご利用には、申請が必要です。

場所：森田助産院・公立福生病院（デイケアのみ）（福生市）

◆問合せ◆ ゆりかごステーション（瑞穂町保健センター内） 電話 557-5108

子育てナビ「ワクワクみずほ」一町

スマートフォン、パソコン、タブレットなどからアクセスし、お子さんの生年月日を登録するだけで、予防接種のスケジュールが自動作成されます。また、妊娠中から子育て期のご家庭に必要な情報を確認したり、お子さんの成長記録などを残せる電子母子手帳としても使用できます。

●登録方法

次のアドレスからご登録ください。 <https://mizuho-town.city-hc.jp/>

※通信費およびパケット代は、ご自身での負担となります。



←ワクワクみずほQRコード

◆問合せ◆ 瑞穂町保健センター 電話 557-5072

交通災害共済（ちょこっと共済）

町に住民登録のある小・中学生は、町が会費を負担し、Bコースに自動加入します。

交通事故により死傷した場合、見舞金を請求できます。請求には交通事故証明書、診断書等が必要です。交通事故の当事者になった場合は、必ず警察に届け出てください。

◆受付窓口◆ 協働推進部 安全・安心課 安全係 電話 557-7610

ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業一町

義務教育終了前の児童がいるひとり親家庭に対し、修学、就業等に向けた時間の確保または疾病などにより一時的に生活援助等を必要とする場合に、ホームヘルパーを派遣します。ただし、保育園や学童保育クラブを利用できる場合は、そちらが優先となります。

●内容

1日1回、月12回まで、2時間以上8時間以内のホームヘルパー派遣（食事の世話等。外出不可）になります。前年の所得により、利用料金の負担があります。

◆受付窓口◆ 福祉部 子育て応援課 子育て支援係 電話 557-7624

ひとり親家庭等学校給食費補助金 一町

就学援助費を申請し、非該当となった世帯のうち、ひとり親家庭等学校給食費補助金制度で認定されると「学校給食費」の援助を受けることができます。

●対象

児童または生徒と生計を共にする世帯で、生活保護基準の1.5倍を超える1.75倍以下のひとり親家庭等
※生活保護基準1.5倍以下の世帯は、就学援助費で認定されます。

◆受付窓口◆ 教育部 学校教育課 学務係 電話557-6683

乳がん検診の無料受診 一町

児童扶養手当を受給されている方は、児童扶養手当証書の写しの提出により、無料で乳がん検診を受診できます。ただし、児童扶養手当が支給停止となっている場合は、対象となりません。

※児童扶養手当証書を現況手続きや紛失等でお持ちでない方は、子育て応援課で受給証明書の発行が必要です。

●対象

児童扶養手当受給者のうち40歳以上の女性 ※無料クーポン優先

◆検診申込窓口◆ 瑞穂町保健センター 電話557-5072
◆証明書発行窓口◆ 福祉部 子育て応援課 子育て支援係 電話557-7624

廃棄物処理手数料（ごみ袋等）の減免 一町

児童扶養手当または特別児童扶養手当を受給している世帯に、申請によりごみ袋（町指定収集袋）を交付します（代理申請可）。ただし、当該手当が支給停止になっている場合は、交付対象となりません。

●内容

〈年間交付枚数〉 燃やせるごみ用 110枚
燃やせないごみ用 30枚

※申請月により枚数が異なります。

〈袋の大きさ〉 4人世帯まで 中袋（20リットル）
5人世帯以上 大袋（40リットル）

●手続に必要なもの

- ① 児童扶養手当または特別児童扶養手当の証書の写し
- ② 本人確認書類
- ③ マイバッグ（交付された指定収集袋を入れる物）

※粗大ごみ処理手数料も申請により減免になりますので、詳しい内容は、下記までお問い合わせください。

◆受付窓口◆ 住民部 環境課 ごみ対策係 電話557-7706

水道・下水道料金の減免制度 — 都

児童扶養手当または特別児童扶養手当の受給者が水道使用者名(給水契約を結んでいる方)になっている場合は、減免制度の対象になります。減免を受ける場合は、水道局への申請が必要です。ただし、当該手当が支給停止の受給者は、対象外です。

●内容

水道料金・下水道料金の基本料金と1か月当たり10m³までの従量料金の合計額が免除されます。

●手続に必要なもの

児童扶養手当または特別児童扶養手当の証書

※瑞穂町から水道局へ申請書を送付されたい方は、証書をご持参ください。直接、水道局の窓口(サービスステーション)で申請される方は、証書とお客様番号の分かるもの(検針票、領収証書等)が必要になります。

◆受付窓口◆ 福祉部 子育て応援課 子育て支援係 電話557-7624

JR 通勤定期乗車券の割引 — 都

JRでは児童扶養手当受給者および受給者と同一世帯で必要とする全ての人に対して、「特定者用の通勤定期券」を発売しています。購入できるのは、特定者資格証明書を交付された方に限ります。

●内容

普通定期運賃の3割引で通勤定期乗車券(通学定期券は不可)が購入できます。

●手続に必要なもの

- 1 特定者資格証明書の申請
 - ① 児童扶養手当の証書(原本)
 - ② 本人確認書類
 - ③ 定期券を購入する方の写真(最近6か月以内、脱帽正面、上半身縦4cm×横3cm)
- 2 特定者用定期乗車券購入証明書の申請
 - ① 児童扶養手当の証書(原本)
 - ② 特定者資格証明書

●定期券購入

JRみどりの窓口にて、「特定者資格証明書」「特定者用定期乗車券購入証明書」および「定期乗車券購入申込書」(JRみどりの窓口にあります)を提出して、定期券をお求めください。

※JR箱根ヶ崎駅では購入できませんので、ご注意ください。

◆受付窓口◆ JRの購入窓口※特定者資格証明書は、福祉部子育て応援課子育て支援係で交付します。

都営交通無料乗車券 一 都

児童扶養手当を受けている世帯員のうち、1人に限り対象となります。

●内容

都営交通（東京さくらトラム（都電荒川線）、都営バス、都営地下鉄および日暮里・舎人ライナー）の無料乗車券

●手続に必要なもの

児童扶養手当証書（原本）

◆受付窓口◆ 福祉部 子育て応援課 子育て支援係 電話 557-7624

有償家事援助サービス（ふれあいサービス）

ひとり親家庭等を対象に地域の協力会員を派遣し、日常生活に必要な家事援助を行います。

◆受付窓口◆ 瑞穂町社会福祉協議会 電話 557-0165

生活保護

生活保護とは、様々な事情により、収入が減ったり、無くなつたことで生活に困っている世帯に対して、生活費等を給付し、自立して生活ができるよう援助する制度です。福祉課では、生活保護の相談や申請を受け付けます。申請後は、東京都西多摩福祉事務所が、世帯の収入や資産の状況等を調査し、保護の開始または却下の決定を行います。

◆窓口◆（相談・申請） 福祉部 福祉課 福祉推進係 電話 557-7620
東京都西多摩福祉事務所 電話 0428-22-1165

●生活保護受給世帯が受けられるサービス

- 1 NHK 放送受信料の減免 放送受信料全額

◆窓口◆ 東京都西多摩福祉事務所 電話 0428-22-1165

- 2 水道料金・下水道料金の減免

（水道料金） 基本料金と1か月当たり10m³までの従量料金の合計額に、100分の110を乗じて得た額

（下水道料金）1か月当たり10m³までの料金

◆窓口◆ 東京都西多摩福祉事務所 電話 0428-22-1165

- 3 都営交通 無料乗車券（1世帯に1人のみ）

◆窓口◆ 福祉部 福祉課 福祉推進係 電話 557-7620

- 4 廃棄物処理手数料減免 指定収集袋（申請月により交付枚数が異なります）粗大ごみ

◆窓口◆ 住民部 環境課 ごみ対策係 電話 557-7706

- 5 交通災害共済（ちょこっと共済）への特別加入 町が会費を負担し、B コースに自動加入します。交通事故により死傷した場合、見舞金を請求できます。請求には交通事故証明書、診断書等が必要です。交通事故の当事者になった場合は、必ず警察に届け出てください。

◆窓口◆ 協働推進部 安全・安心課 安全係 電話 557-7610

●申請に必要になるもの

上記 4 の申請の際には本人確認書類・生活保護時の決定通知書が必要です。直接担当課にお申し込みください。

上記 5 は、お申し込みの必要はありません。



相談事業 — 子ども、ひとり親家庭、女性相談

相談名	相談内容	相談日	時間	相談場所	相談員	電話
子どもと家庭の相談	18歳未満の子どもとその家庭に関する相談に応じます。	月～土曜日	午前9時～午後5時	子ども家庭支援センター「ひばり」	子ども家庭支援ワーカー等	568-0051
児童相談	児童の養育、しつけ、非行等についての相談に応じます。また、児童虐待から子どもを守るための一時保護も行っています。	月～金曜日	午前9時～午後5時	東京都立川児童相談所	児童福祉司 児童心理司	523-1321
学校生活に関する相談	学校に行きたくない、勉強についていけない等についての相談に応じます。	月～金曜日	午前9時～午後5時	教育相談室	専任相談員(臨床心理士および公認心理師)	557-0312
妊娠・出産、子育てに関する相談	妊娠・出産、就学前までのご家庭の子育てに関する相談に応じます。	月～金曜日 (祝日、年末年始を除く)	午前8時30分～午後5時	ゆりかごステーション(瑞穂町保健センター内)	母子保健コーディネーターなど(保健師・助産師)	557-5108
健康・育児・栄養・歯科相談	健康・育児・栄養・歯科に関する個別の相談に応じます。また、血圧・身長・体重の測定、乳幼児の身長・体重の計測等も行っています。	毎週火曜日 ※歯科相談は毎月第2・4火曜日のみ ※健康相談のみ要予約	午前9時30分～午前11時	瑞穂町保健センター	保健師 管理栄養士 歯科衛生士	557-5072
女性相談	配偶者からの暴力、離婚等の問題、対人関係、性、こころの悩みなど女性のかかえている様々な問題について相談に応じています。	月～金曜日	午前9時～午後4時	東京都女性相談センター多摩支所	婦人相談員	522-4232
DV相談	配偶者、恋人等からの暴力の相談に応じます。	月～金曜日	午前8時30分～午後5時	福祉部 福祉課 福祉推進係		557-7620
発達相談「にじいろ」(要予約)	発達障がいが心配な方などを対象とした心理相談(年齢不問)	月～金曜日 (祝日、年末年始を除く)	午前9時～午後5時	福祉部 福祉課 障がい者支援係	臨床心理士および公認心理師	557-0574
障がいに関する相談	障がいのある方のサービスや給付など(療育や障がいのあるお子さんの放課後の預け先などもご相談ください)	月～金曜日 (祝日、年末年始を除く)	午前8時30分～午後5時	福祉部 福祉課 障がい者支援係		557-0574

手当・医療費助成

保育・幼稚園等

貸付・給付制度

その他

福祉関係施設等一覧

児童関係施設

	名称	所在地	電話
支援センター 子ども家庭	子ども家庭支援センター「ひばり」	石畠1972	568-0051
	ファミリー・サポート・センター	石畠1972	557-4138
児童館	あすなろ児童館	石畠1837	557-7766
認可保育園	石畠保育園	石畠1837	557-2780
	むさしの保育園	むさし野1-5	554-1284
	東松原保育園	箱根ヶ崎東松原16-8	557-0140
	狭山保育園	駒形富士山420	557-2876
	長岡保育園	長岡4-11-14	556-0916
	みずほひじり保育園	箱根ヶ崎2515-1	556-2652
	とのがや保育園	殿ヶ谷892-4	557-7601
	ぴよぴよ保育園	箱根ヶ崎363-1	556-3428
認定こども園	瑞穂のぞみこども園	箱根ヶ崎2492	557-0382
	南平保育園	南平2-3-4	557-3875
事業小規模所	ゆめのもり保育園	箱根ヶ崎2391-1	556-8333
幼稚園	如意輪幼稚園	箱根ヶ崎137	557-4183
	福正寺松濤幼稚園	殿ヶ谷1127	557-6811

	名称	所在地	電話
学童保育クラブ	あすなろ学童保育クラブ	石畠 1837 (あすなろ児童館内)	556-0181
	あすなろ学童保育クラブ分室	箱根ヶ崎 2287 (第一小学校東校舎 3F)	557-0080
	瑞穂第二小学童保育クラブ	長岡 1-38-1	556-5312
	瑞穂第三小学童保育クラブ	二本木 676-1	556-2710
	瑞穂第四小学童保育クラブ	むさし野 1-5	554-7717
	瑞穂西松原学童保育クラブ	箱根ヶ崎西松原 25-6	556-6787
市外施設等	東京都立川児童相談所	立川市柴崎町 2-21-19	523-1321
	東京都児童相談センター	新宿区北新宿 4-6-1	電話相談 03-3366-4152 児童相談所虐待対応ダイヤル 189 (いちはやく)



民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、身近な相談相手として高齢者・障がい者・生活困窮者等、地域に関する様々な相談に応じています。

主任児童委員は、児童福祉に関する仕事を専門として町全域を担当し、子どもたちが健やかに生活できるよう児童相談所、子ども家庭支援センターや学校と連携して活動しています。

相談についての秘密を守ることが法律により義務付けられていますので、安心してご相談ください。訪問による相談もできます。

お住まいの担当地区民生委員に連絡を取りたい場合は、下記までお問い合わせください。

◆問合せ◆ 福祉部 福祉課 福祉推進係 電話 557-7620

氏名	担当地区
野崎 忠司	安住町・表町
中野 好三	仲町・中芝町
式地 みよ子	東砂町・丸町
飯田 祐子	西砂町
吉岡 英子	表東町・表上町
古川 さよみ	神明町・上仲町・旭町
齊藤 芳子	東一丁目
中村 紀子	西一丁目
金井 雄一	二丁目・東三丁目
原島 恵子	中三丁目
小暮 明美	西三丁目
山崎 美恵	四丁目・五丁目
笠川 純	六丁目・七丁目
高水 正彦	八丁目・九丁目
吉岡 茂雄	松原町南
生駒 勉	松原町北
石川 任	長岡町東・東長岡町
小野 芳雄	長岡町西

氏名	担当地区
清水 幸子	春日町
長澤 陽子	愛宕町・水保町
新田 龍也	二本木町西
手塚 悅子	二本木町東
栗原 よし子	高根町町道2号線(学校通り)東・駒形町
池谷 佐百合	高根町町道2号線(学校通り)西
類家 京子	富士山町
吉崎 茂	栗原町
神田 廣和	松山町
佐藤 純一	旭が丘一部(1~8号棟)
島田 美世子	旭が丘一部(9~20号棟、34号棟)
水尾 増代	旭が丘一部(21~33号棟)
大野 晴美	さかえ町
丹羽 陽子	富士見町
大木 武彦	南平町南
中里 弘子	南平町北
森 美佐子	主任児童委員
戸田 祐佳	主任児童委員

相談の窓口

町関係

名称	所在地	電話
瑞穂町役場	〒190-1292 瑞穂町箱根ヶ崎2335	042-557-0501
瑞穂町保健センター	〒190-1211 瑞穂町石畠1970	042-557-5072
瑞穂町子ども家庭支援センター 「ひばり」	〒190-1211 瑞穂町石畠1972	042-568-0051
瑞穂町ファミリー・サポート・センター	〒190-1211 瑞穂町石畠1972	042-557-4138
社会福祉法人 瑞穂町社会福祉協議会	〒190-1211 瑞穂町石畠2008	042-557-0159
瑞穂町心身障害者(児)福祉センター 「あゆみ」	〒190-1211 瑞穂町石畠2193	042-556-6655

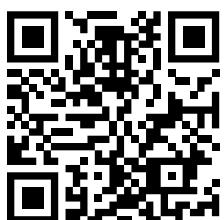
東京都関係等

名称	所在地	電話
東京都西多摩福祉事務所	〒198-0036 青梅市河辺町6-4-1	0428-22-1165
西多摩くらしの相談センター	〒198-0036 青梅市河辺町6-4-1	0428-25-3501
東京都西多摩保健所	〒198-0042 青梅市東青梅1-167-15	0428-22-6141
東京都心身障害者福祉センター	〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1セントラルプラザ	03-3235-2946
東京都心身障害者福祉センター 多摩支所	〒186-0003 国立市富士見台2-1-1	042-573-3311
東京都立川児童相談所	〒190-0023 立川市柴崎町2-21-19	042-523-1321
東京都女性相談センター 多摩支所	※所在地非公開	042-522-4232
社会福祉法人 東京都社会福祉協議会	〒162-8953 新宿区神楽河岸1-1セントラルプラザ	03-3268-7171
青梅年金事務所	〒198-8525 青梅市新町3-3-1宇源ビル3・4階	0428-30-3410
青梅税務署	〒198-8530 青梅市東青梅4-13-4	0428-22-3185
青梅都税支所	〒198-0036 青梅市河辺町6-4-1	0428-22-1152

「とうきょう子育てスイッチ」

都内の子育て支援サービス、子育て応援とうきょうパスポートが利用できる施設・店舗、赤ちゃん・ふらっと等が検索できる東京都の子育て情報サイトです。

URL <https://kosodateswitch.metro.tokyo.lg.jp/>



「赤ちゃん・ふらっとマーク」



「赤ちゃん・ふらっと」は、小さなお子様を連れた方が安心してお出掛けできるよう整備されたスペースの愛称です。

心のバリアフリーを!

街の中で困っている方がいたら
「何かお手伝いしましょうか?」
みんなで助け合い、勇気を出して
声を掛け合いましょう。



「マタニティマーク」



このマークは、妊産婦の方が交通機関等を利用する際に身に付け、周囲の方が妊産婦の方への配慮を示しやすくなるものです。電車やバスでこのマークをつけている方を見掛けたら、進んで席を譲りましょう。

「くるみんマーク」



このマークは、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定を受けた証です。

この認定を受けた企業や法人は、少子化対策、子育て支援等、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の積極的な推進を図っていることを表しています。

「プラチナくるみんマーク」

すでにくるみん認定を受け、更に高い水準の取組を行っている企業の証です。





■発行日 令和5年3月
■編集・発行 瑞穂町福祉部子育て応援課
■印 刷



VEGETABLE
GIC INK
再生紙を使用しています